

## 自治体における火山噴火対策の現状

- 富士山噴火対策研究：火山情報と避難体制の研究 その4 -

The Volcanic Disaster Prevention Measures by the Local Government

2005年1月

中村 功、  
NAKAMURA Isao,

福田 充、  
FUKUDA Mitsuru,

廣井 脩  
HIROI Osamu

自治体における火山噴火対策の現状  
—富士山噴火対策研究：火山情報と避難体制の研究 その4—

The Volcanic Disaster Prevention Measures by the Local Government

中村 功 Isao Nakamura  
福田 充 Mitsuru Fukuda  
廣井 脩 Osamu Hiroi

【目次】

1. はじめに
2. 火山防災体制
3. 火山情報の伝達
4. 避難体制
5. 日常の広報体制
6. 防災計画の諸問題

附属資料 アンケート調査票(単純集計結果)

---

キーワード：火山、火山災害、自治体、防災対策、災害情報

執筆分担：中村 功（東洋大学社会学部） 2、3、4  
福田 充（日本大学法学部） 5、6  
廣井 脩（東京大学大学院情報学環） 1

※本調査は、文部科学省科学技術進行調整費先導的研究（2001-2004）「富士火山の活動の総合的研究と情報の高度化 3. 情報の高度化の研究」（サブテーマ責任者：廣井脩）の「(2) 火山情報と非難体制の研究」の一環として実施されたものである。

## 1. はじめに

我が国は108の活火山を擁する火山大国であり、いままで数多くの火山災害が発生している。近年も雲仙普賢岳噴火、北海道有珠山噴火、三宅島噴火などが発生し、火砕流、溶岩流、噴石、火山灰、火山ガスなどにより多様な災害が起こっている。

たしかに、このような火山噴火災害は警戒すべき災害だが、一般に、地震などと異なって異常現象の発生から災害発生まで一定のタイムラグがあることが多いため、気象庁による臨時火山情報、緊急火山情報の発表、市町村長による避難勧告、避難指示の発令など、適切な対処をすれば被害を大幅に軽減することができる。

防災対策には火山砂防ダムの建設のようなハード的な対策と、情報伝達・避難などソフト的なものがある。ソフトな対策は、物的被害をなくすことはできないが、適切に実施されれば人的被害は軽減出来るし、またハードな対策に比べて費用が安く、費用対効果の点でも有効である。そこで、本論ではソフト面に焦点を当て、自治体の噴火防災対策の現状とおよび課題などについて検討していきたい。

火山周辺の自治体では様々なソフト面の防災対策に取り組んでいる。たとえば、すべての自治体で地域防災計画を作成しており、その中で噴火時の対策も決めている。さらに自治体によっては、より具体的な業務マニュアルを作成しているところもある。また多くの火山では、周辺自治体が連携して、火山防災協議会といった協議組織をつくり、ハザードマップの作成や、避難協力体制の協議などを行っている。

自治体の噴火対策の現状と改善点を探るためには、地域防災計画の分析なども考えられるが、その一方で、地域防災計画の運用や、地域防災計画以外の諸対策について知ることも重要である。そこで以上の点を明らかにするために、我々は火山周辺自治体を対象にして、火山防災対策と火山情報に関するアンケート調査を実施した。

調査は2003年12月から2004年1月にかけて、自記式郵送法でおこなった。活火山周辺の150自治体(市町村、都道府県、都道支庁)の災害対策担当者に調査票を送付し、93の回答を得た。回収率は62%であった。以下、この調査結果について報告する。

## 2. 火山防災体制

第2章では、自治体の火山防災体制について検討したい。

まず、自治体に防災担当の専従者がいるかどうか、また防災専従者がいないで他の業務と兼務の場合、その担当者の防災業務の割合はどのくらいか、について示したのが図 2.1 である。

結果を見ると、火山防災に携わる必要がある自治体のなかで、防災担当専従者がいる自治体は全体の44.1%であった。防災担当のポストがない自治体は2.2%に過ぎなかったが、防災業務と他の業務を兼任している担当者が51.6%と最も多く、火山周辺の自治体では、防災対策の専従者がいる自治体より、防災担当が兼任職である自治体のほうが多いことがわかった。そして、他の業務と兼任している場合、防災業務の比重のほうが高い自治体が全体の26.9%、比重の低い自治体が24.7%と、ほぼ半々であった。また、都道府県か市町村かという自治体のレベルによってクロス集計したところ、当然ながら、都道府県ではほとんどの自治体で防災専任の担当者がいるが、市町村レベルの自治体になると、防災と他業務の兼任の割合が多くなっている。

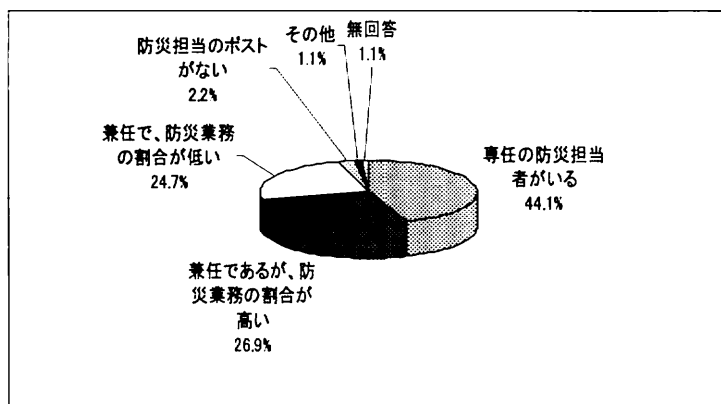


図 2.1 防災担当の専従者の有無と防災業務の割合

次に、地域防災計画を作成している部署がどこであるか、その具体的な部署名をみると、45%の自治体において、「総務部」または「総務課」が地域防災計画を作成していると回答している。一方、47%の自治体では「消防防災課」、「防災企画課」、「防災部・防災対策課」など、防災や災害という用語をもつ部署で作成していると答えている。そのうち、特徴的なものをあげると、H道E市の「基地・防災課」、N県の「危機管理・消防防災課」、N県の「県危機管理・消防防災課」、K県U町の「企画観光部・防災課」など、自治体がそれぞれの特性を活かした組織を持ち、地域防災計画の作成を担当している。

また、現行の地域防災計画が何年に改訂されたものであるかについて見ると、最も古い地域防災計画は1967年に改訂されており、最も新しい改訂はこの調査が実施された2004年であった。平均値を示すと、1998.7年となっており、約6年前に改訂されていることになる。

しかし、その改訂年の分布を示した図2.2をみると、過半数が2000年以降に改訂されていることがわかる。とくに、都道府県など大きい自治体の改訂年度が新しく（平均2002年）、市町村レベルでは改訂年度が古い（平均1997年）傾向があった。また、近年危険性

が高まっている火山を抱えた自治体の改訂年度も新しい傾向がある。

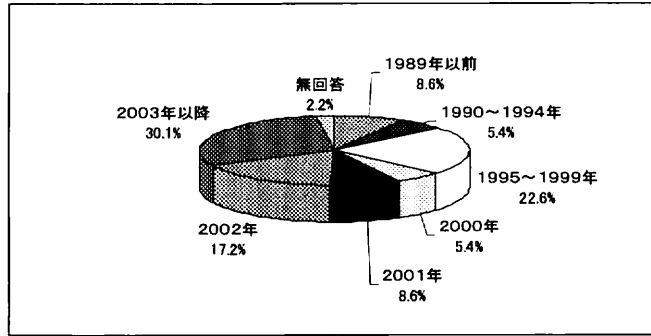


図 2.2 最新の地域防災計画の改定年

では、その地域防災計画の作成方法はどのようなものなのだろうか。

防災会議に提出される地域防災計画の原案がどのような方法で作成されているかを示したのが、図 2.3 である。この図を見ると、67.7%の自治体が、過去の地域防災計画を元に、自治体内部の人間だけで作成していると回答している。また、約2割が外部のコンサルタント会社と共同で作成しているが、そのうち、3分の2が、自治体職員が中心となって、外部のコンサルティング会社と協力して作成しており、3分の1がほぼ外部のコンサルティング会社に委託している状況である。数は少ないが、これ以外のケースとしては、「自治体職員が中心となって、ライフライン事業者等の防災会議委員会と協力して作成している」（K県〇市）、「過去の地域防災計画を元に、町民を交えて作成している」（H道S町）などという回答もあった。

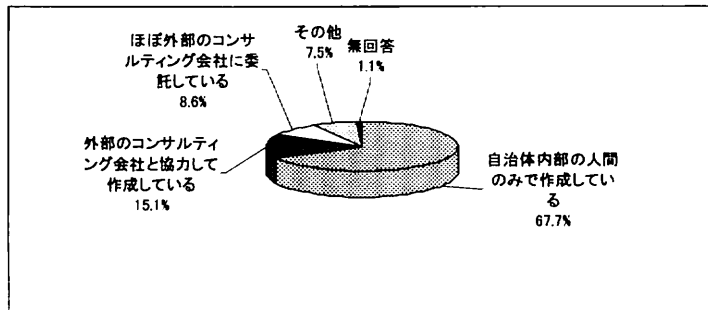


図 2.3 地域防災計画の原案の作成方法

次に、火山の周辺自治体では、地域防災計画のなかで火山防災についてどれくらい扱っているのだろうか。結果を見ると、図 2.4 のように、「地域防災計画とは別に火山防災専用の計画（火山防災計画、火山防災対策要覧など）がある」自治体は 5.4%と少ないが、「地域防災計画の中に火山防災対策編がある」自治体は 34.4%あり、「地域防災計画の中に火

山防災対策を扱った章がある」自治体は41.9%にのぼっていた。これらを排他的なカテゴリと見なすならば、それらの数値を足し合わせた約8割の自治体は地域防災計画の中で、火山防災対策を扱っていることになる。

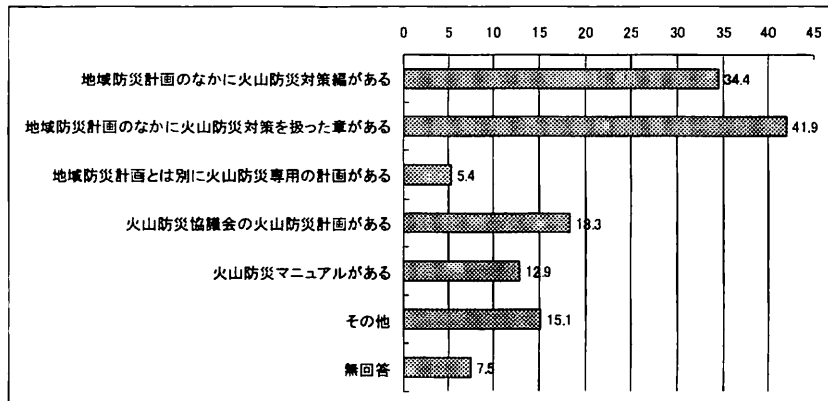


図 2.4 地域防災計画の中の火山防災について (複数回答)

また、火山防災協議会の火山防災計画がある自治体が18.3%、火山防災マニュアルがある自治体が12.9%という結果が得られた。さらに、ハザードマップや火山防災マップを作成している自治体も少なくなかった。しかし一方、現在作成中である自治体、火山防災については全く扱っていない自治体もあることが、「その他」の意見の中で見られた。なお、火山防災計画については、都道府県レベルの自治体と市町村レベルの自治体の差、噴火経験の有無による差はあまり見られなかった。

次に、火山周辺の複数の自治体間で組織されている火山防災のための協議会組織があるかどうか、を示したのが図2.5である。図を見ると、64.5%の自治体が協議会組織がある反面、「協議会組織はないが検討中」である自治体が11.8%、「協議会組織はないし検討する計画もない」自治体が22.6%あることがわかる。

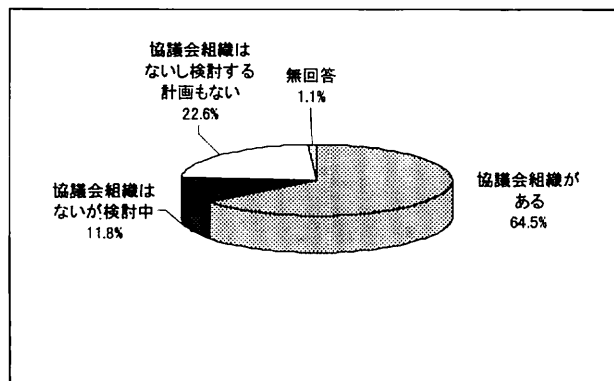


図 2.5 防災のための協議会組織の有無

また、その協議会組織が自治体の火山防災計画のなかでどのように位置づけられているかを見ると、火山防災協議会で策定する火山防災計画は、自治体の火山防災計画の「指針となる中心的なもの」だと位置づけている自治体が 55%と最も多く（図 2.6 参照）、一方、自治体の火山に関する防災計画を「補完するもの」だとする意見は 30%であった。火山防災のための協議会組織の重要性が過半数の自治体で認められていることがわかる。

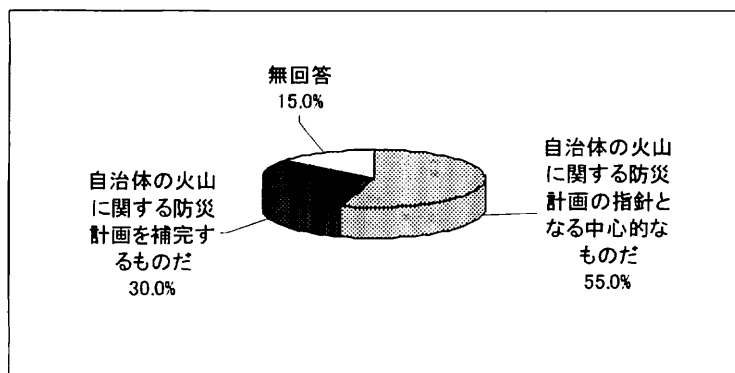


図 2.6 火山防災のための協議会組織等の位置づけ

さらに、その火山防災の協議会組織が行っている活動について見ると、協議会組織をもっている自治体の中で、火山防災訓練を行っている協議会組織が 25%、火山に関する勉強会を行っている協議会組織が 13.3%あった（図 2.7 参照）。一方、火山に関する講演会などのイベントを行ったり、防災パンフレットを作成、配布したりしている協議会組織は、まだ数少ないようである。

このように、複数の自治体の間で防災のための協議会組織をつくっていることが、火山防災の大きな特徴である。この組織は、災害対策基本法第 16 条第 2 項に「市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる」とあり、また、第 17 条に「都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる」とあって、これらの規定を法的根拠にして作られたものである。現在のところ、この協議会組織は、火山防災と原子力防災（北海道泊原発周辺自治体）だけにしか作られていないが、筆者らは、いったん災害が発生すれば流域の複数の自治体に影響を及ぼす洪水災害などにも適用すべきだと思っているし、また、東海地震や東南海・南海地震において大きな被害を受けると予想される自治体間でも設置することが望ましいと考えている。

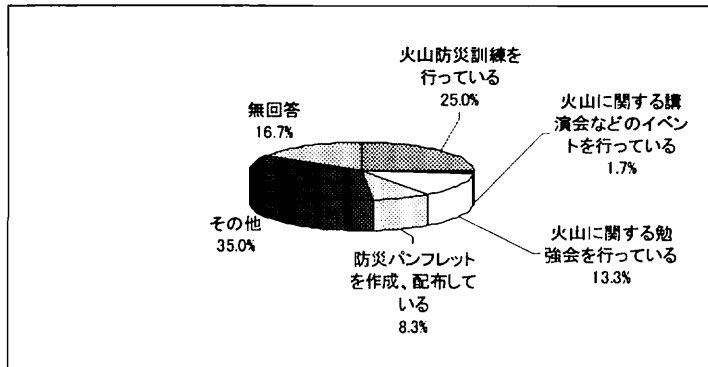


図 2.7 火山防災のための協議会組織の活動

ところで、気象災害でも同様であるが、火山災害において非常に重要なのは、火山の予兆現象やその観測データをどのように入手して、どのように災害対策に活かすかということである。そこで、火山周辺の自治体は、火山噴火に関して、大学などの研究機関や観測施設などどのような情報交換を行っているのかを調べた。その結果を示している図 2.8 を見ると、研究データ、観測データなどの情報を定期的に関係機関からもらっている自治体は 53.8% にのぼっている。また、異常があったときに相談できる専門家がいる自治体が 37.6% あり、さらに 20.4% の自治体では、火山専門の研究者に防災会議のメンバーになってもらっている。また、18.3% の自治体では、その他情報交換を行っている。無回答は 16.1% である。

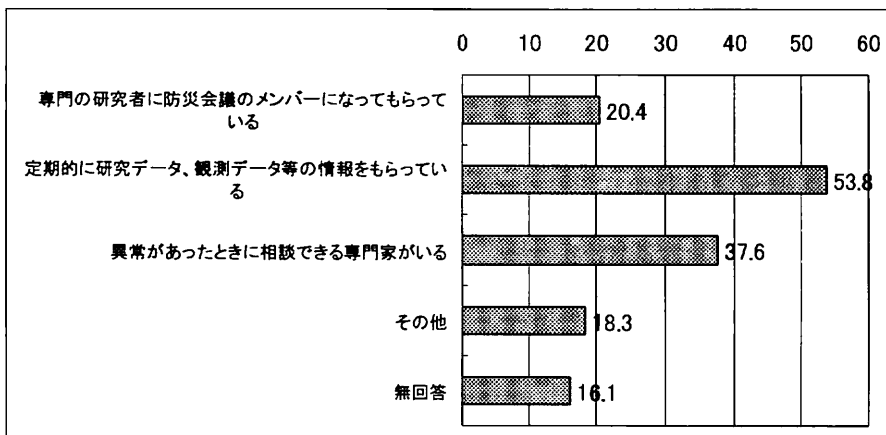


図 2.8 大学などの研究機関、観測施設等と行っている情報交換（複数回答）

このように、研究機関や観測施設から定期的な情報を入手したり、専門の研究者とのネットワークを確保することは非常に重要であるが、多くの自治体に浸透しているとはまだ言い難い状況にある。予想されるように、市町村レベルの自治体より都道府県レベルの自



自治体のほうが、専門の研究者が防災会議のメンバーであったり、相談できる専門家を持っていたりする専門家のネットワークを持っている傾向があったが、反対に都道府県レベルより市町村レベルの自治体のほうが、噴火の現場から研究データや観測データの情報を入手している傾向が見られた。

その他の意見の中でも、火山観測装置と避難メッセージ放送装置が連動しているシステムを独自で運用している自治体（H道O村）や、火山の現地調査への同行を実施している自治体（H道M町、H道S町）、火山の専門家を県の非常勤職員（火山災害対策顧問）として採用している自治体（I県）などがあり、これらの連携体制も自治体によってさまざまな特徴があるようである。

以上、自治体の火山防災体制について考察してきたが、これまでの調査結果からもっとも典型的な自治体は表 2.1 のような特徴を持っていることがわかる。

表 2.1 火山周辺自治体の平均的な防災体制

<ul style="list-style-type: none"><li>・専任の防災担当者がある（44.1%）</li><li>・総務課、総務部が地域防災計画を作成している（45.0%）</li><li>・最新の地域防災計画の改定年度は 2001 年以降である（55.9%）</li><li>・自治体内部の人間のみで地域防災計画の原案を作成（67.7%）</li><li>・地域防災計画の中に火山防災対策を扱った章がある（41.9%）</li><li>・火山防災のための協議会組織がある（64.5%）</li><li>・火山防災訓練を行っている（25%）</li><li>・研究機関、観測施設から定期的に研究データ、観測データ等の情報をもらっている（53.8%）</li></ul>
---

それに対し、このような平均的自治体と比べて、火山防災対策が整備された非常に先進的な自治体もある。それは、専任の防災担当者がある部署で、地域防災計画の作成に自治体が主体的な役割を演じ、その最新版の改訂年度も 2001 年以降と最近であり、その地域防災計画の中に火山防災対策編が存在する、火山防災対策の先進的な自治体の例としては、表 2.2 に示す N 県 K 町の防災体制がある。

これに近い形の先進的な防災対策をとっている自治体には、北海道、岩手県、群馬県、栃木県、長野県、鹿児島県など、大規模な火山をもつ都道府県レベルの自治体が該当する。他にも、H 道 M 町、H 道 S 町、T 都 O 町、S 県 G 市、K 県 K 市などの市町村レベルの自治体の防災対策もこれに近い形であることがわかった。

表 2.2 N 県 K 町の火山防災体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の防災担当者</li> <li>・ 総務課防災係</li> <li>・ 地域防災計画      2002 年度改訂 自治体職員が中心となって外部のコンサルティング会社と協力して作成 火山防災対策編あり</li> <li>・ 火山防災マニュアルあり</li> <li>・ 防災協議会組織の活動</li> <li>・ 火山噴火に関する研究機関、観測施設との情報交換 専門の研究者が防災会議のメンバー 定期的な研究データ、観測データ等の情報受信 異常がある場合は専門家に相談</li> </ul>
--

一方、火山防災対策があまり整備されていない自治体の例を見てみよう。以下は H 道 M 町の火山防災体制である。防災担当者が他業務と兼任職となっており、地域防災計画も 1974 年作成のものが現在も使われている。地域防災計画の中で火山防災対策の章もなく、原案作成に関しては外部のコンサルティング会社に委託する体制がとられている。また、火山防災マニュアルや火山の防災協議会組織も存在せず、火山噴火に関する研究機関や観測施設との情報交換も全く行われていない。

表 1.3 H 道 M 町の火山防災体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他業務と兼任の防災担当者（防災業務の割合低い）</li> <li>・ 総務部防災統計係</li> <li>・ 地域防災計画      1974 年度改訂 外部のコンサルティング会社に作成委託 火山防災対策編、章ともになし</li> <li>・ 火山防災マニュアルなし</li> <li>・ 防災協議会組織なし</li> <li>・ 火山噴火に関する研究機関、観測施設との情報交換 一切なし</li> </ul>
--

もちろん、自治体と火山の位置関係や被害想定規模などによって、自治体の火山対策は全く異なってくるため、すべての自治体を同列に扱うことはできないが、火山防災体制の整備されていない自治体の実態の一片がここから見て取れる。このような自治体は他にもいくつか存在するが、今後の火山防災対策の整備が望まれる。

### 3. 火山情報の伝達

これまで火山防災対策を行っている自治体の体制について概観してきたが、そのような体制の中で、緊急事態が発生したときにはどのようなかたちで火山情報が伝達されるのだろうか。3章では、この点について考察していきたい。

火山に異常事態が発生したときは、気象庁から「緊急火山情報」や「臨時火山情報」といった火山情報が発表される。それらの火山情報が自治体の火山対策にどのように連動しているか、を示したのが図3.1である。

これを見ると、49.5%とほぼ半分の自治体で、火山情報と「職員の非常参集の基準」が連動している。すなわち、職員の非常参集の基準と連動している46自治体のうち、緊急火山情報と連動している自治体が16自治体(34.8%)、臨時火山情報と連動している自治体が32自治体(69.6%)であった。

また、火山情報が「避難勧告の発令基準」と連動している自治体は20.4%で、その19自治体のうち、緊急火山情報が避難勧告の発令基準と連動している自治体が12(63.2%)で、臨時火山情報と連動している自治体が6(31.6%)であった。また、入山活動などの規制の基準と連動している自治体は24.7%であった。

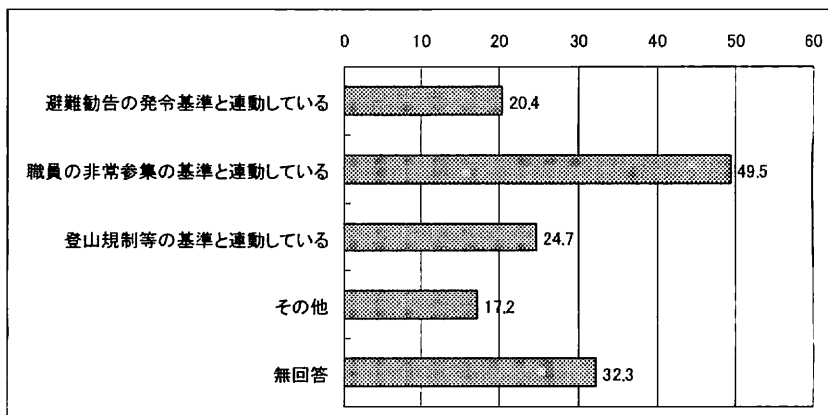


図 3.1 火山情報の区別と連動している対策 (複数回答)

このように、臨時火山情報や緊急火山情報は、火山防災に対する行政対応を連動しているケースが多い。緊急事態においては、被害軽減のために、とりわけ人的被害軽減のために迅速な意思決定が必要だから、火山活動の異常を告げる火山情報と行政対応が連動していることが望ましく、その意味で、火山情報が避難勧告や避難指示と連動している自治体が圧倒的多数だったのはいいことであるが、意外だったのは、行政の初動対応(職員の非

常参集)と連動している自治体が半数にすぎなかったことである。火山周辺の自治体はこの点をもっと考慮すべきであろう。

火山に異常が認められ噴火するかもしれないという緊急事態が発生した場合において、自治体がどのような手段で住民に情報連絡を行っているか、その火山情報の伝達は非常に重要な問題である。そこで、本調査でも自治体がどのような手段で住民への情報伝達を行っているか、複数回答で質問した。その結果が図 3.2 である。

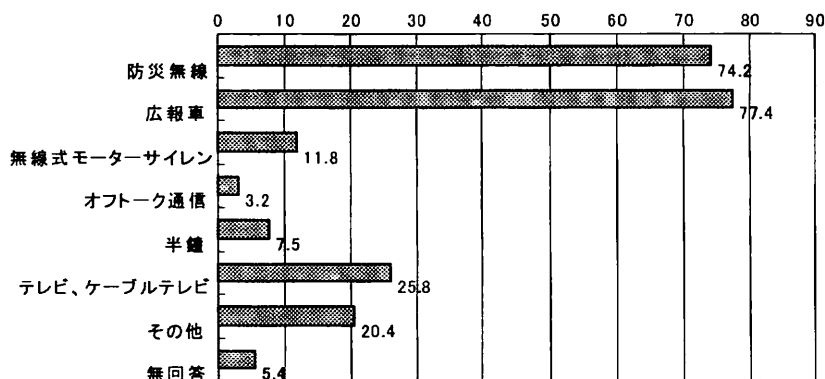


図 3.2 情報連絡のために使われる手段 (複数回答)

多くの自治体が使っている連絡手段は、広報車(77.4%)と防災無線(74.2%)である。複数回答であるため、火山噴火などの緊急連絡手段としては、防災無線と広報車の組み合わせで使われていると推測できる。

その他の連絡手段も 20.4%の自治体があげているが、それらは、警察・消防・自治体等による戸別訪問での口頭伝達(H道K町、H道M町、H道S町)、ホームページによる広報(I県、G県、K県O市、M県)、ヘリコプターによる広報(F県、N県K町)、ラジオ・コミュニティFMによる放送(I県、H道A町、K県K市)などであった。

他方、火山に異常が発生したとき、それをみつけた住民から行政機関への情報連絡も重要であり、多くの自治体が、火山に関する情報を住民から受け付ける体制を整備している。そのような異常事態をみつけたときに、住民がアクセスできる電話番号などの連絡先がどこに公表されているかを示したのが、図 3.3 である。アクセス先の電話番号などを載せている媒体を見ると、火山防災マップに載せている自治体が 40.9%、ホームページに載せている自治体が 34.4%、地域防災計画が 28%、続いて自治体の広報誌(18.3%)、火山防災ハンドブック等の刊行物(17.2%)となっている。しかし、電話番号を公開しておらず、このような通報体制が充実していない自治体も 11.8%あった。

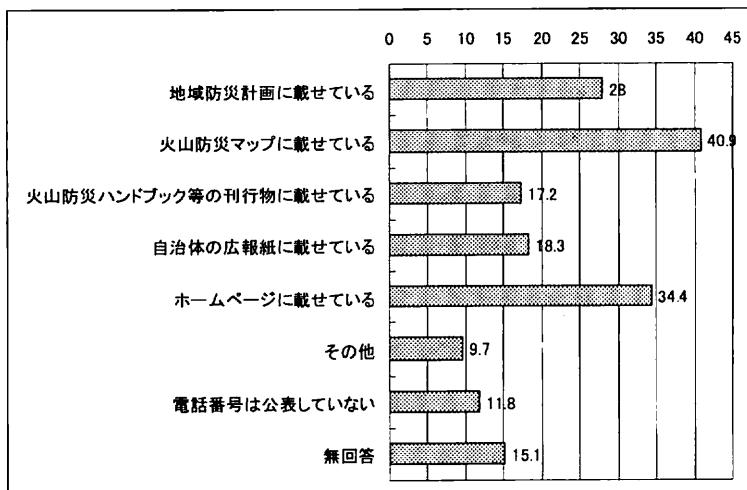


図 3.3 住民がアクセスできる連絡先の公表方法 (複数回答)

また、火山活動だけにはかぎらず、自然災害への対応には昼夜を問わない体制が必要であり、そこで、住民の自治体へのアクセスについても、昼間だけでなく夜間の情報の受付体制が重要となる。火山に関する緊急情報について、自治体の夜間受付がどのようなになっているかを示したのが、図 3.4 である。夜間の火山情報は「役所の宿直が受ける」体制となっている自治体が 74.2%、「消防で受ける」体制となっている自治体が 30.1%、夜間の受付体制がない自治体はたった 1 つであり、体制は整っていると評価している。

なお、その他の回答も 20.4% あったが、そのなかで多かったのは、防災担当者の自宅や携帯電話に情報連絡が入ることになっている自治体、常駐の警備員・守衛室が連絡を受ける自治体などがあり、他にも 24 時間体制の防災室、防災センターで情報を受けるという自治体もあった。

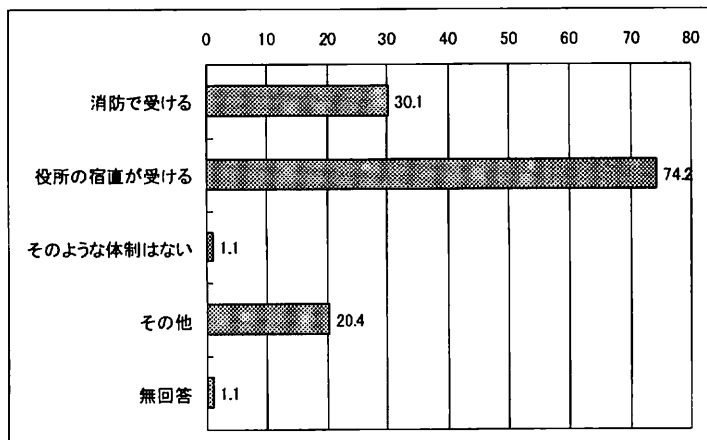


図 3.4 夜間の受付の対応 (複数回答)

#### 4. 避難体制

次に、火山噴火に対する避難対策についてみてみよう。

まず自治体による場所の指定であるが、噴火災害は地震や風水害と災害の様態が異なるために、他の災害と異なる避難場所が指定されることが望ましい。すなわち、①地震や風水害では、家屋の倒壊や浸水などで自宅が危険になった人が避難所に身を寄せるために、通常、自宅から近い公的施設が避難場所になる。しかし噴火災害では、その影響範囲が広がる可能性があるため、より安全な比較的遠隔地の公的施設に避難する必要がある。また、②噴火災害は事象の継続時間が長く、次第に影響範囲が拡大したり、違った場所から噴火が発生したりすることがあるため、しばしば避難場所を変えなければならない場合がある。さらに、③火山噴火にはさまざまな様態があり、その様態によって危険箇所が異なるため、あらかじめ噴火用の避難所を設定しにくいという事情もある。たとえば、最近噴火災害を体験したある自治体は、本アンケートに対して、「噴火の規模や状況で避難場所は大きく左右されるので特に指定はない。土石流発生時などの避難場所は指定している」と答えている。

しかしそうはいつでも、他の災害とは別に噴火災害の避難場所を指定している自治体は、そうでない自治体よりも対策が柔軟であると考えられる。今回の調査において、19.4%の自治体がそうした柔軟な措置をとっていた。しかしその一方で、半数以上(53.8%)が他の災害と同じ場所に指定している。

その他の回答としては、県が「それは自治体の市町村の指定事項である」とする回答が多かったが、なかには「他災害と同じ場所に指定しているが、噴火口のできた地点により対応する」と回答したところもあった(図4.1)。

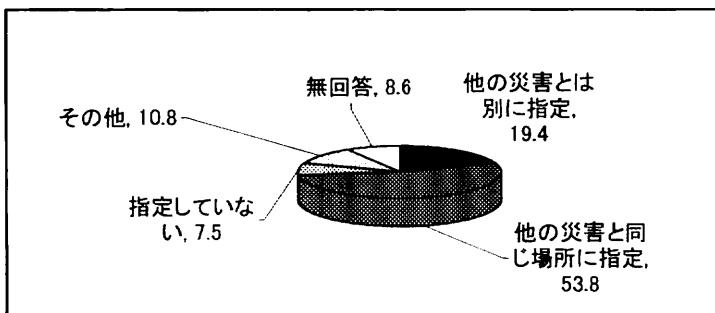


図 4.1 噴火時の避難場所の指定

ところで、火山によっては、噴火の規模が大きくなると、市町村の境界を越えた避難が必要になる場合もある。そのため最近では、こうした場合を想定して、近隣の自治体と避難協力協定を結ぶ例も増えてきた。本調査において、このような自治体間の避難協力協定の有無についてたずねたところ、約3割（32.3%）の自治体が協定を結んでいた。「協定がある」と答えた自治体名を見ると、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳、富士山、磐梯山、および桜島などの周辺自治体の間で、積極的に結ばれているようである。その一方、23.7%の自治体は自治体内の避難で十分と想定しており、19.4%はその必要性を感じつつも、まだ協定を結んでいないという状態であった。ほぼ2割近いこのような自治体に対しては、県や国などが積極的役割を果たして、広域の避難協力体制をいっそう進めることが望ましい（図4.2）。

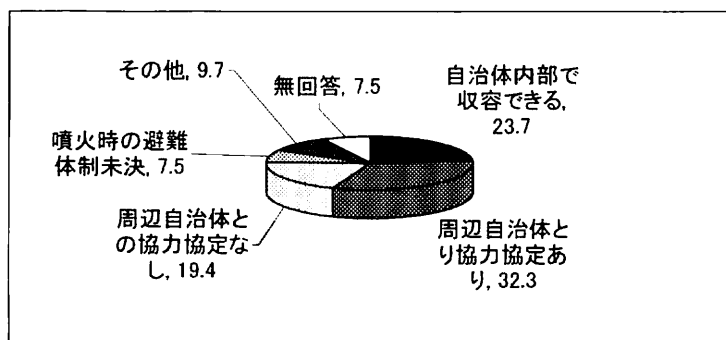


図 4.2 噴火避難時の周辺自治体との協力体制

次に、火山噴火後の対策について、どの程度具体的に定められているかをたずねた。

まず、噴火直後の対策から見ると、噴火時の交通規制箇所を決めている自治体は全体の21.5%、住民の避難経路を指定・公表している自治体は17.2%、住民が避難する際に自治体がバスや船などを用意している自治体は19.4%、そして避難時の自家用車の使用規制をしている自治体は8.6%であった。いずれも2割以下と少ない数字になっており、火山噴火時の交通規制や避難手段に関して、具体的なことはあまり決まっていないといえよう（図4.3）。

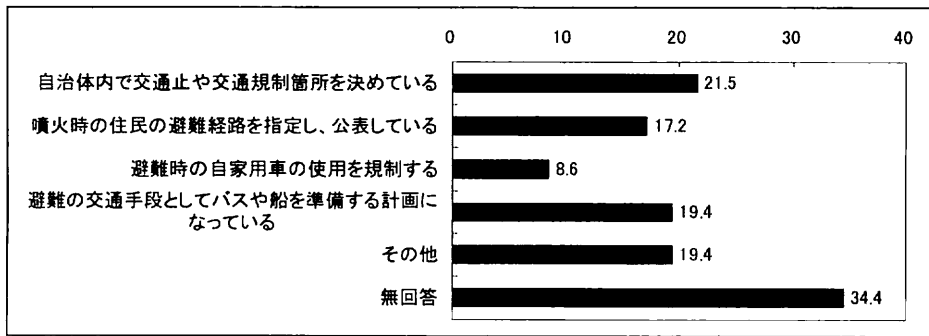


図 4.3 規制・避難計画の有無(複数回答)

自動車による避難の規制に関しては、地域差もある。たとえば北海道など、寒冷でかつ渋滞の危険が少ない地域では、自家用車による避難が比較的有効と考えられる。実際、北海道では、自家用車による避難について規制のある自治体はない。その一方、F県F市、N県S市、K県K市などの都市部では、渋滞の危険が大きくなることを懸念して、自家用車による避難を規制している。

一方、こうした具体的なことは、噴火の様態が具体的に想定されないと決めにくいこともあり、最近の噴火体験の有無が、計画の有無に大きく関わっている。

たとえば避難時の交通規制箇所については、過去30年間に噴火を経験した自治体では、いずれも3割ほどが計画を持っているが、経験していない自治体では1割以下しか決めていない。また避難のための交通手段の用意については、噴火を経験して災害対策本部を設置したことがある自治体では42.9%が計画を持っているが、最近噴火を体験していない自治体では26.3%とほぼ半数にすぎない(図4.4)。

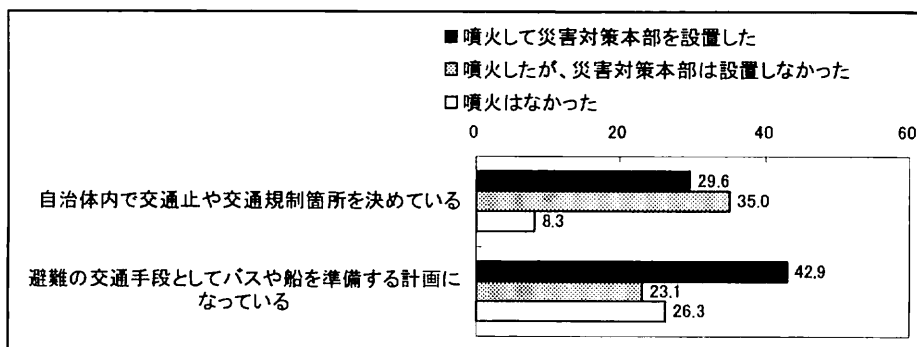


図 4.4 噴火経験と避難計画



次に、避難対策だが、避難所の設置については54.8%と約半分の自治体が計画をもっていた。しかし、噴火が長期化した場合の仮設住宅の建設についての計画となると、持っているのは35.5%と全体の1/3に落ちこむ。さらに、仮設住宅の入居優先順位まで決めている自治体は12.9%しかない（図4.5）。

もちろん、長期避難対策については、必ずしも仮設住宅の建設だけが選択肢だというわけではなく、場合によっては安全地域への集団移転や、破壊された自宅の住宅再建資金の援助といった対策もあり得る。それでも現状では、仮設住宅の供与は、災害救助法にも記されている（「収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与」）基本的な対策であり、噴火が長期化した91年の雲仙普賢岳噴火でも実施されており（一方、2000年三宅島噴火では仮設住宅は建設せず、都営住宅の無料入居という方法をとった）仮設住宅の建設計画、あるいはそれに代わる対策の事前計画は立てておいたほうが望ましい。

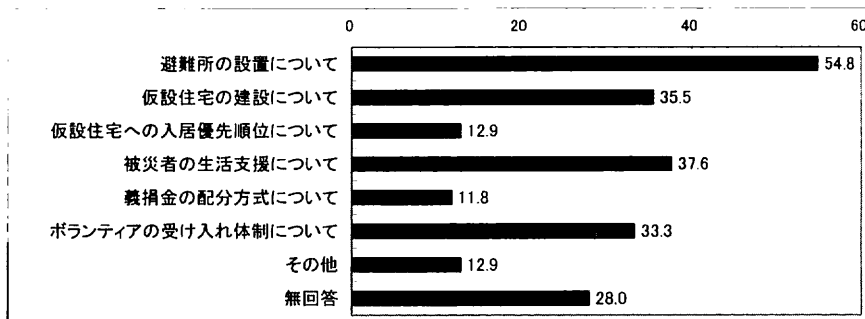


図 4.5 長期的計画の有無

一方、被災者の生活支援については、災害救助法による食事（食費）の支給や、被災者生活支援法による生活再建支援金（最高100万円）の支給など、国の法律による対策が行われることになっている。また、雲仙岳噴火では長崎県が「財団法人雲仙岳災害対策基金」を設立し、災害救助法による給食停止以降の食費の支給（1人1日あたり1000円）や、生活安定再建資金の貸付を行っている。これらは国や都道府県が主体となる事業だが、その実施には市町村が携わるために、市町村でもそうした施策を組み込んだ計画を持っていることが望ましい。今回の調査では37.6%の自治体で生活支援の計画をもっていた。

また、義捐金の配分方式について決めている自治体は11.8%と少なかったが、ボランティアの受け入れ体制については3分の1の自治体で計画を持っていた（図4.6）。

以上述べたような自治体の具体的な計画についても、噴火経験と関連があり、いずれの項目でも、噴火経験がある自治体のほうが、具体的な計画をもっている割合が多かった。

最後に、具体的避難対策ではないが、それに関連する自治体職員の意識として、パニックについてのイメージを調べた。これまでの災害社会学の研究によると、災害時にパニック

ク(非合理的な集合的逃走)が発生することは、きわめてまれなことである。しかしそれに関わらず、センセーショナルなマスコミ報道やパニック映画などの影響から、災害時にはパニックが発生しやすい、という誤った意識が一般に広まっている。

災害社会学ではこれを「パニック神話」と呼んでいるが、これを感じる傾向は行政担当者も例外ではない。その結果、パニックを恐れるために避難勧告などの発令が遅れ、重大な被害を引き起こす危険性もある。アメリカのFEMAの教科書にも、行政官が陥りがちな神話として「パニック神話」があげられている。

そこで、今回の調査で、住民のパニックについての考え方をたずねたところ、6割近くの自治体では「危険な情報は早く住民に発表すべきだ」と考えているが、「無用な混乱を避けるため、発表する情報は慎重に吟味する方がよい」とする自治体が3分の1近くも(29.0%)あった。情報発表による住民のパニックは極端に少ないのだからパニックを恐れず、危険に関する情報はできるだけ迅速に発表すべきである(図4.7)。

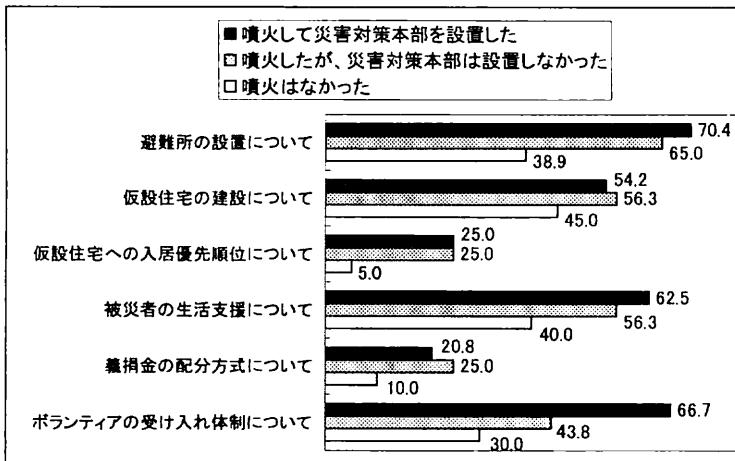


図 4.6 噴火経験と長期的計画の有無

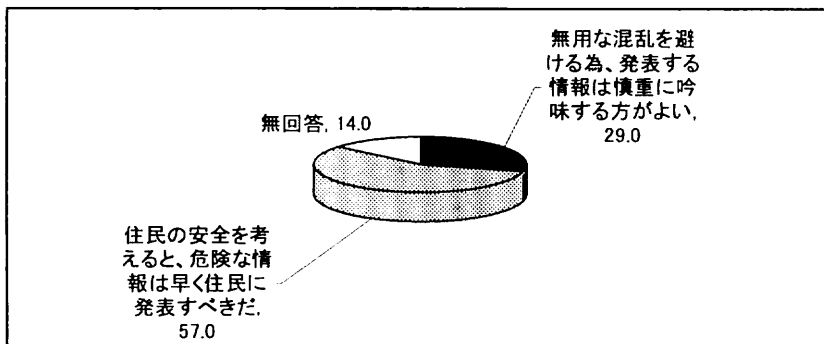


図 4.7 情報発表と住民パニックについて

## 5. 日常の広報体制

次に、火山周辺の自治体では、噴火以前の段階で、どのような防災対策（災害予防対策）をとっているのかを調べてみた。

まず広報活動について、住民広報活動に際してどのようなメディアを使っているかをたずねたところ、最もポピュラーなメディアは火山ハザードマップ（火山防災マップと呼ばれることも少なくない）であり、約半数の自治体が（48.4%）があげていた。（ハザードマップそのものをもっている自治体は、図 6.5 のように、全体の 55.9% であるが、住民配布が十分でないためか、広報メディアとしてあげた自治体は若干少なくなっている）。

火山ハザードマップは、現在各地で制作が進んでおり、2003 年現在、我が国にある 108 の活火山のうち、33 の火山でハザードマップが作られている。その内訳は「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」（全 13）のうち 12、「活動的火山及び潜在的に爆発活力を有する火山」（全 24）のうち 18、そしてその他の火山が 3 である。

自治体の広報メディアとしては、次いで、広報誌（39.8%）、自治体のホームページ（30.1%）、火山防災パンフレット（21.5%）の順になっている。また、「その他」の対策としては火山防災ビデオや火山防災 CD-ROM の作成を行っている自治体もあった（図 5.1）。

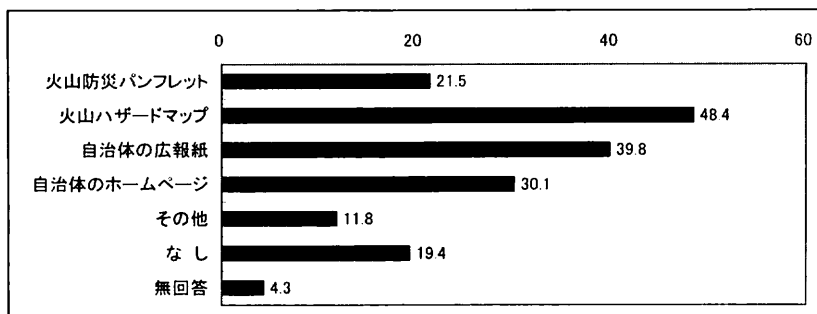


図 5.1 住民への火山情報広報メディア

一方、観光客・登山者への広報活動については、「街頭や登山の入り口に火山に関する看板、掲示板を立てている」自治体が 29.0%、「ホテル、宿泊施設等に火山防災マップをおいている」自治体が 25.8%、「観光案内所で火山について案内している」自治体が 14.0% と、観光客・登山者への対策をとっている自治体はあまり多くない。多くの火山は観光地となっており、緊急事態が起こると、観光客や登山者に被害が及ぶため、危険を強調することによる観光客離れを懸念する現地の心情は理解できるが、できるだけ観光客・登山者への周知を徹底することが必要であろう（図 5.2）。

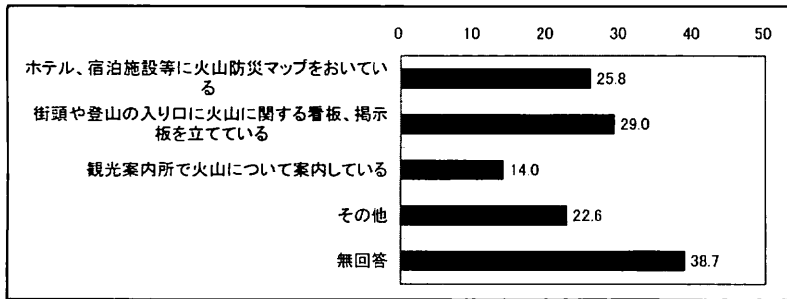


図 5.2 観光客・登山者への広報メディア

次に住民に対する日頃の防災啓発活動についてたずねた。その結果、約 4 割(39.8%)の自治体で火山防災訓練をしており、また、3 割強(34.4%)の自治体で講演会などのイベントを行っていた。しかし、副読本などを使って学校教育を行っている自治体は、12.9%にとどまった。何もしていない自治体が 4 割(+無回答 7.5%)なので、防災訓練を行っている自治体が講演会などのイベントも行っており、その一部が防災教育もしている、という形になっている。つまり、防災啓発活動を実施している自治体は積極的にさまざまな形で行っているところが多く、まったく何もしていない自治体との間の落差が非常に大きい、ということである(図 5.3)。

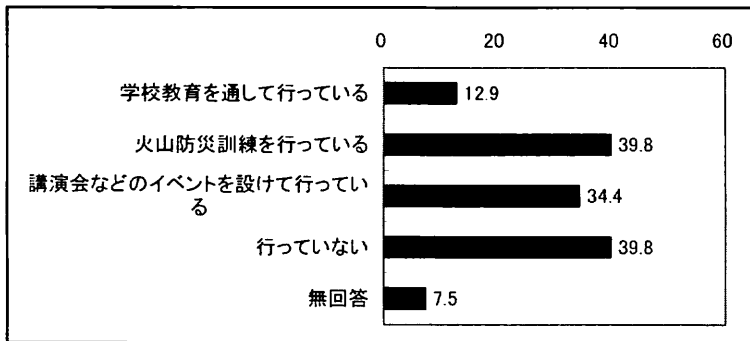


図 5.3 噴火に関する住民への広報活動

次に、こうした広報活動が住民にどの程度周知されているのかについて、自治体自身に質問した。その結果、「非常によく周知されている」と、自信を持っている自治体はわずか 8.6%で、火山防災に対する広報がまだ十分でない、と自治体自身が認めていることがわかる(図 5.4)。

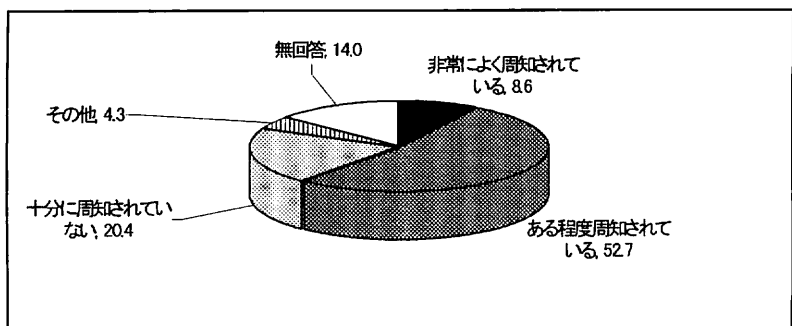


図 5.4 広報活動の住民への周知度

次に、現在、自治体の広報メディアの主要部分を担っているハザードマップについて詳しくたずねた。その結果、ハザードマップを自治体で作成しているケースが 31.2%、複数の自治体から構成される火山防災協議会で作成しているところが 24.7%と、合計して 55.9%の自治体が作っており、制作主体としては、自治体と協議会がおおよそ半々になっている（図 5.5）。

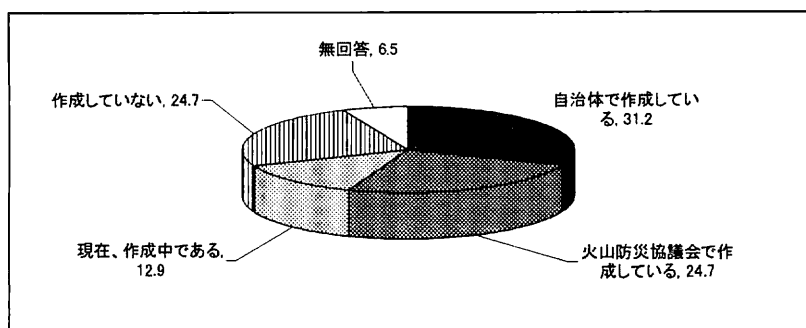


図 5.5 火山防災マップの作成状況

次に、ハザードマップを作成している自治体に対して、これまでのハザードマップの更新回数をたずねたところ、半数以上(51.9%)にあたる 27 自治体は 1 度も更新していなかった。また、これまで 1 回更新している自治体は 11(21.2%)あり、それらは北海道駒ヶ岳、樽前山、有珠山、浅間山、磐梯山、桜島周辺の自治体であった。2 回更新しているのは 8 自治体(15.4%)あり、これらは十勝岳、浅間山、雲仙岳、有珠山周辺の自治体であった。一方、5 回以上も更新している自治体が 3 カ所(5.8%)あったが、それは H 道 S 町、H 道 S 町、H 道 M 町など、いずれも北海道駒ヶ岳周辺の自治体であった（図 6.6）。

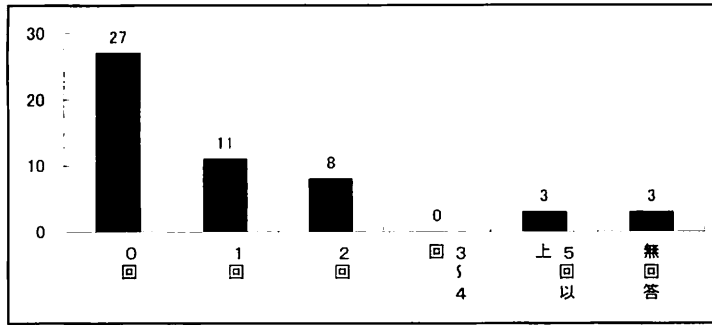


図 5.6 防災マップ更新回数(実数)

日本ではじめてハザードマップが作られたのが北海道駒ヶ岳（1983年）であり、ついで十勝岳の上富良野町（1986年）や美瑛町（1987年）で作られている。これらの先進的な地域では、その後もハザードマップがしばしば更新されているのである。ハザードマップは一度作ったら終わりというのではなく、火山学の進展や、記載項目の変更、住民の使い勝手などを勘案しながら、より良いものに作りかえていくことが望ましい。

次に、ハザードマップの配布の仕方についてであるが、更新する度に住民に配布している自治体は、65.4%であった。もっとも、そもそも更新していない自治体が多いので、この数字自体にはあまり意味はない。注目されるのは、新しく地域に転入してきた人たちにハザードマップを配っている自治体が25.0%しかないことである。作成時に多めに作っておけば、転入届の際に簡単に配布することができるので、是非実施してもらいたい施策である。

またハザードマップは、書かれてある内容がそんなに容易ではないので、配布しても、めんどろがって読まない人や、内容を理解しにくい人がある。とくに高齢化が進んだ過疎地域ではその傾向が著しい。そこで、ハザードマップを配布したときに、説明会などを開いて住民の理解を促進することが重要になる。今回の調査では、ハザードマップのある自治体の21.2%が、配布の際に集会などを開いて、啓発活動を行っていた。具体的な自治体名をみると、アトサヌプリ(T町)、有珠山(A町)、磐梯山(B町)、浅間山(S市・K町・M町)などの周辺自治体であった(図5.7)。

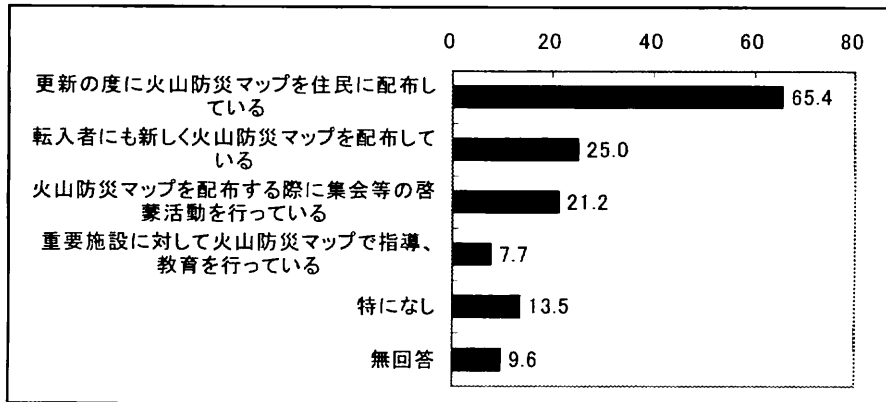


図 5.7 防災マップ配布方法(複数回答)

火山防災についての啓発活動はもちろん、ハザードマップの活用だけに限るわけではない。たとえば、地域の防災訓練は、ハザードマップの内容を実際に体験することでそれを補う、重要な啓発手段である。たとえば、美瑛町では、毎年住民参加の避難訓練を行っているので、ハザードマップにおいて避難所の記載を簡略化しても、住民は避難所の場所を容易に把握することができるのである。このように、火山防災訓練は重要なものであるが、その実施状況を見ると、1年に1度が29.0%、2～3年に1度が14.0%となっており、あわせて43.0%の自治体が実施していた。防災訓練の実施率がもう少しあがらないものであろうか。ちなみに、防災訓練を年に1度行っているのは雌阿寒岳、北海道駒ヶ岳、十勝岳、有珠山、樽前山、岩手山、那須岳、浅間山、大島三原山、阿蘇山、桜島などの周辺自治体であった(図 5.8)。

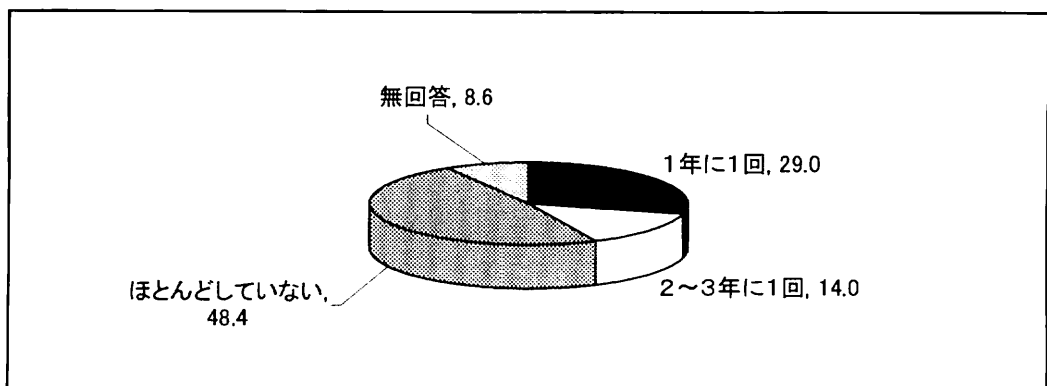


図 5.8 防災訓練の頻度

なお、防災訓練の主要なものである避難訓練について、住民参加率をたずねると、1割未満しか参加していないという自治体が14と最も多く、ついで1～2割の参加率だというのが11自治体、2～3割が4自治体と、防災訓練への住民参加率は低いところが多かった（図5.9）。

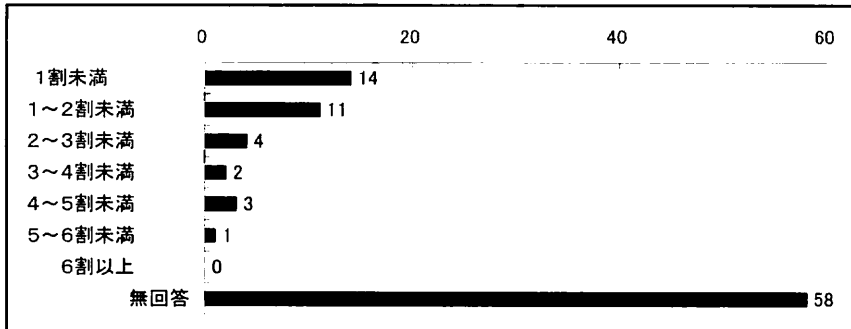


図 5.9 避難訓練の参加率（実数）

ところで、火山周辺地域には、観光業が盛んなところが多いので、ハザードマップを公開したり、防災訓練を頻繁に実施するなどの防災対策を行うと、その火山が近いうちに噴火するのではないかと誤解され、観光客の減少や地価の下落など、地元経済に悪影響を及ぼすのではないかと懸念する向きもある。そこで、行政が積極的に火山防災対策を行うにあたり、何らかの反対がなかったかどうか、をたずねた。

その結果、議会で反対意見が出た自治体は2.2%、観光協会からの反対があった自治体が3.2%、地元企業や住民からの反対があった自治体が3.2%ときわめて少なかったという結果が出た。地元から反対ができるほど噴火災害対策が進んでいないのが実情かもしれないが、いまのところ表だった反対はほとんど見られないといえよう（図5.10）。

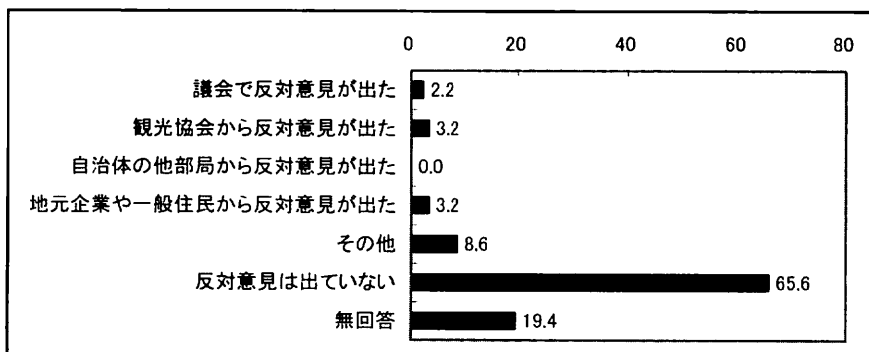


図 5.10 火山防災対策への反対の有無



## 6. 防災計画の諸問題（自由回答）

### 6.1 火山防災計画上の問題点

これまで、火山周辺自治体の防災対策について、さまざまな角度から調査を行ってきた。最後に、自治体自身がその火山防災計画に対して、どのような点に問題点を感じているのかについて、自由回答の中であげられた問題点や改善すべきポイントを整理しておく、以下の5つのポイントに整理することができる。

- ①火山災害の広域性による周辺自治体との協力関係の必要性
- ②火山噴火の多様性によるシナリオ設定の困難さ
- ③住民への情報伝達手段の充実の必要性
- ④火山災害時における住民避難手段の問題、避難場所の問題
- ⑤火山災害の軽視による対策の遅れ

以下、そのそれぞれについて、順に触れていく。

第一に、火山災害の広域性による周辺自治体との協力関係の必要性について、いくつかの自治体が指摘している。たとえば、S県O町は、「富士山が広域的な位置（山梨県、静岡県、神奈川県）を巻き込むため連携された防災計画が必要ではないか」と、自治体の枠を超えた防災計画の協力体制を指摘している。N県K町も、「大規模噴火時には一市町村で避難所の確保が難しくなると考えられるので近隣市町村との間で協定等が必要」という指摘を行っている。これは、都道府県や市町村をまたがって大規模な被害をもたらす火山災害独自の問題であり、それへの対応としては、前述のように、災害対策基本法第16条第2項に基づく市町村防災会議の設置や、第17条の都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会の設置などがある。

第二に、火山噴火の多様性によるシナリオ設定の困難さについての指摘があった。H道K町やH道M町は噴火シナリオごとの火山防災計画を検討中であり、H道C市は「噴火の形態に応じたカテゴリーの設定、およびこれに応ずる立ち入り制限交通規制等の具体化」が必要であると指摘している。このように、火山噴火は火山のどの場所で、どのような形態で噴火災害が発生するかが予測困難であるため、多様なシナリオ設定が必要であり、そのシナリオごとに多様な対策を想定する必要がある。

第三に、住民への情報伝達手段の充実の必要性について、多くの自治体で住民への情報伝達手段が充分ではない、と認識していることがわかった。例えば、H道A町は「現在は防災無線の拡声装置による連絡方法のみであり、登山者等に対する周知方法については今後検討する」と述べており、H道B町も「地域住民への情報伝達手段として防災無線しかなく、情報伝達手段の充実が必要と考える」と指摘している。H道C市では、「外国人観光

客への情報伝達のために各種看板等の設置を検討中」と答えている。

第四に、緊急時に住民が避難する手段や避難場所の問題についても、多くの自治体が問題点の指摘を行っている。住民の避難手段については、自家用車避難の人が多くことを想定して、S県S市は避難者用の自家用車の駐車場を確保することの必要性を指摘し、K県K市は「噴火の兆候はもう少し前の段階でわかるはずなので、避難準備段階でバス等を利用した避難計画策定が必要」と指摘している。火山噴火に関しては、噴火の前兆の発現から大規模な噴火までの間に時間的余裕があることが想定されるため、自家用車やバス等の交通機関を計画的に利用する避難計画を事前に検討することが必要であろう。また、避難場所の問題についての指摘も多く、T県N町は「長期避難となった場合の対応」に問題があるとし、K県K市も「噴火後は、長期に渡り住民の避難生活が続くことが想定されるため、仮設住宅供給計画の策定が必要」と指摘している。

このように、避難生活の長期化による避難場所や仮設住宅供給の確保の必要性のような時間的な問題もあるが、「大規模噴火時には一市町村で避難所の確保が難しくなると考えられるので近隣市町村との間で協定等が必要」というN県K町の指摘のように、自治体を越えた広範囲にわたる避難所確保という空間的な問題もある。避難の問題には、災害弱者の避難計画の必要性（K県）、入院患者の転送体制の確保の必要性（S県S市）、地域を超えた住民避難による安否情報の確認の問題（洞爺村）といった多様な問題点がまだ残されている。

第五に、火山災害の軽視による自治体の防災対策の遅れという問題がある。これは、火山対策にとって最も根本的な問題といえよう。従来、火山による被害予想地域の周辺にあったため、現在の地域防災計画には、火山防災対策の記載がなく、「現在、他の対策も含めて全面改訂作業中であり、火山災害対策計画を盛り込む予定」（H道F市）であるという自治体があった。また、自分の自治体には被害が少ないと想定して、とくに火山に対する対策をとっていない自治体もあった。たとえば、S県M市は「今のところ、地震の対策で対応できると考えている」と述べている。

以上のように、火山防災対策に関する多くの自由回答が寄せられたが、それぞれの自治体が抱えている問題が具体的に浮き彫りにされている貴重な指摘が多々あった。それぞれの自治体が多様な問題を抱えながら、新しい防災計画の策定に向けて、見直し作業中であることが明らかになった。

## 6.2 国や都道府県への要望

最後に、自治体が国や都道府県に対してどのような要望、意見を持っているか、具体的に紹介したい。たくさんある要望を整理すると、以下の7点に集約される。

### ①防災対策財源の確保、補助金の拡大

- ②都道府県主導の災害対策の必要性
- ③国立公園内での火山対策の必要性
- ④火山灰対策の必要性
- ⑤火山対策広報の強化の必要性
- ⑥情報伝達システムの構築の必要性
- ⑦その他ハード面の支援の必要性

第一に、防災対策財源の確保、補助金の拡大という要望が多いことがわかった。これを具体的に見ていくと、「防災に対し、ハード・ソフト面の全てに、国からの指示が年々増加傾向にある中、現在の自治体の財政状況から、補助の拡大をお願いしたい」(H道S町)というものや、「避難港や退避壕等が建設から20年以上経過したものが多く、老朽化している。国庫補助等で補修や立て替え等を検討していただきたい」(K県S町)、「年間600万円以上の噴火対策費の財源確保が厳しくなっている。今後の財政見直しの中で、安全を重視しながらも、何らかの補助がいただきたい」(H道O村)、「火山噴火防災計画およびマニュアルの策定の手引き書の作成、ハザードマップ作成指針の改定書の作成、住民啓発用ハザードマップ作成の手引きおよび作成にかかる経費への補助を要望する」(H道M町)など、県や国に対する財政補助の要望が多い。

第二に、都道府県主導の災害対策の必要性が指摘されている。「噴火の影響範囲が大きいので、一市町村での対応が困難と思われるので、国・県が主導的に対策を行ってほしい」(S県G市)、「訓練において規模が大きくなっており、関係機関も地域だけでなく、上部の機関が参画しており、都道府県レベルのイニシアチブが必要になってきている」(H道K町)、「浅間山は県をまたがっているため、両県の指導の強化が望まれる」(N県K町)といった、火山災害特有の広域性が反映された要望がある。

続いて第三に、国立公園内での火山対策の必要性という指摘があった。「オンネトーという観光名所があるため、観光客等の車両、観光バス等の大型車が多く方向転換する場所が限られるため、道路の拡幅、一部塗装工事、駐車場問題を提言要望しているが、道道、町道の絡み、および国立公園内ということを理由に棚上げされている」(H道A町)という指摘のように、国立公園内に火山があることで、火山噴火対策に影響が出ている自治体があるようである。

第四の火山灰対策の必要性は、火山噴火特有の問題である。「降灰対策について強化されたい」(K県O市)、「堆積した火山灰を処分するための土地を国に検討してほしい」(S県)、「降灰による被害が想定されるため、火山灰の除去、運搬、処分の支援」(秦野市)など、火山の規模が大きく、また大量の火山灰の発生が予測される自治体に、この要望が多いようである。

火山対策のソフト面の要望も多かった。ここでは、多くの自治体が火山対策広報の強化

の必要性を指摘している(⑤)が、具体的には「学校教育の中での副読本の作成が望まれる」(N県K町)、「国が進めている富士山火山防災マップ作成の速やかな完成」(S県F市、Y県F市)、「火山防災マップ作成のための資料の提供」(S県S市)など、市町村の各自治体レベルでは対応しにくい広報上の問題があることがわかる。

また、同じくソフト面の問題でも、情報伝達システムの構築の必要性(⑥)という問題もある。たとえば、「情報の共有化と伝達」(Y県F町)、「気象庁(火山監視・情報センター)からの情報を市町村へ直接流す方法を構築してほしい」(F県I町)、「いち早く住民の情報を伝達することが重要であり、防災行政無線の整備のみならず、道路や公共施設等の情報表示板の活用などさらなる体制・設備整備が必要」(H道N町)などであり、緊急時の情報伝達システムに関しても、市町村レベルの自治体を越えた対策が要望されていることがわかった。

その他、各自治体の状況に応じて、各種のハード面の支援の必要性(⑦)があげられていた。これを具体的に見ると、「退避舎設置」(K県K町)、「緊急退避道路として使えるよう、国道または道道の整備を行ってほしい」(H道S町)、「火山弾、火山灰から登山者の安全を確保するため、緊急避難シェルターの設置を要望する。十勝岳は気象により視界がきかない日が多いことから、河口周辺の情報を収集するための監視カメラの設置を要望する」(H道B町)など、ハード面でも市町村レベルの自治体だけでは対応できない要望が明らかとなった。

以上、縷々紹介してきたが、本調査では、火山災害を抱えた自治体にさまざまな事情があり、その状況によって多くの問題点や要望等があることが明らかになった。それぞれの自治体の火山防災対策や問題点についての情報を多くの自治体が共有し、それを互いの火山防災対策に活用していくこと、そして、火山周辺自治体に共通する課題や要望、あるいは個別自治体の課題や要望であっても、人的被害の減少に大きくかかわるものについては、できるだけ都道府県や国レベルの政策に反映されることが必要である。

## 自治体における火山防災対策と火山情報に関する調査

調査主体 東京大学社会情報研究所 廣井 脩  
実施機関 株式会社サーベイリサーチセンター

### ●貴自治体についてご記入ください

自治体名称 (省略)

所在地 (省略)

電話番号 (省略) FAX番号 (省略)

E-mail (省略)

防災計画の対象になっている火山 (省略)

ご回答者所属部署 (省略)

### まず、貴自治体の防災体制についておたずねします。

問1 貴自治体では、防災担当の専従者はいますか。またその防災業務の割合はどれくらいですか。

(〇はひとつ)

1. 専任の防災担当者がいる	44.1%	2. 兼任であるが、防災業務の割合が高い	26.9%
3. 兼任で、防災業務の割合が低い	24.7%	4. 防災担当のポストがない	2.2%
5. その他	1.1%		

無回答 1.1%

問2 地域防災計画についておたずねします。地域防災計画を作成する部署はどこですか。

具体的に部署名を記入して下さい。

(省略)

問3 最新の地域防災計画は何年に改定されましたか。具体的な数字を西暦で記入して下さい。

(平均 1998.7 )年

問4 防災会議に提出する地域防災計画の原案は、どのような作成方法がとられていますか。

(○はひとつ)

1. 過去の地域防災計画を元に、自治体内部の人間のみで作成している	67.7%
2. 自治体職員が中心となって、外部のコンサルティング会社と協力して作成している	15.1%
3. ほぼ外部のコンサルティング会社に委託している	8.6%
4. その他	7.5%
	無回答 1.1%

そのほか：

- ・関係機関から提出のあった修正案を県消防防災課で取りまとめている（N県）。
- ・コンサルに委託したが5割は防災担当が行っている（H道S町）。
- ・現在のものはコンサルと協力、今回は内部で改正予定中（I県T村）
- ・自治体職員が中心となって、ライフライン事業者等の防災会議委員会と協力して作成している（K県O市）。
- ・①の自治体内部のみでなく、関係防災機関を含めて作成している（K県）。
- ・道防災計画を元に市方職員のみで作成（K支庁）。
- ・過去の地域防災計画を元に、町民を交えて作成している（H道S町）。

問5 貴自治体では、火山防災について以下のようなものはありますか。(○はいくつでも)

1. 地域防災計画のなかに火山防災対策編がある	34.4%
2. 地域防災計画のなかに火山防災対策を扱った章がある	41.9%
3. 地域防災計画とは別に火山防災専用の計画(火山防災計画、火山防災対策要覧など)がある	5.4%
4. 火山防災協議会の火山防災計画がある	18.3%
5. 火山防災マニュアル(一般的な防災マニュアルではなく、特に火山について定めたもの)がある	12.9%
6. その他	15.1%
	無回答 7.5%

そのほか：

- ・火山防災対策の記載なし。(現在見直し中) (H道F市)。
- ・現在作成中（S県O町）。
- ・1980年には特段なく、現在見直し改定中には火山対策計画編がある（F県I町）。
- ・地域防災計画の情報伝達計画の項目に火山情報(有珠山)の伝達がある（H道M市）。
- ・未作成(H16上旬に完成予定)（H道H町）。
- ・職員マニュアル作成（H道S町）。
- ・火山防災についてはなし（Y県O村）。
- ・節による取扱い及び協議会で計画書がある（K県I町）。
- ・地域防災計画の災害予防計画の章の中で、活動火山災害対策の節を設けている（N県F町）。
- ・現在のところ策定していない（K県O市）。
- ・地域防災計画のなかに、予想される災害として示してあるが、対策の計画は検討中（S県F市）。
- ・ハザードマップ（M県）。
- ・ハザードマップ（H道T町）。
- ・火山防災マップ（G県K町）。

問6 貴自治体には、火山周辺自治体で組織されている防災のための協議会組織はありますか。

(○はひとつ)

1. 協議会組織がある	64.5%	2. 協議会組織はないが検討中	11.8%
3. 協議会組織はないし検討する計画もない	22.6%		
		無回答	1.1%

■付問6-1と付問6-2は、問6で「1. ある」と答えた方だけお答え下さい

付問6-1. 火山防災のための協議会組織、火山防災計画の位置づけはどのようなものですか。

(○はひとつ)

1. 火山防災協議会で策定する火山防災計画は、 自治体の火山に関する防災計画の指針となる中心的なものだ	55.0%
2. 火山防災協議会で策定する火山防災計画は、 自治体の火山に関する防災計画を補完するものだ	30.0%
	無回答 15.0%

付問6-2. 火山防災のための協議会組織では、どのような活動をしていますか。(○はひとつ)

1. 火山防災訓練を行っている	25.0%
2. 火山に関する講演会などのイベントを行っている	1.7%
3. 火山に関する勉強会を行っている	13.3%
4. 防災パンフレットを作成、配布している	8.3%
5. その他	35.0%
	無回答 16.7%

そのほか：

- ・ 防災に関する予算獲得等の陳情など (K県S町)。
- ・ マップ作成 (F県K町)。
- ・ 上記1.2.3.4の他火山防災事業を展開している (H道M町)。
- ・ 防災マップ作成に向けての情報交換及び研修等 (Y県K町)。
- ・ 災害通信連絡訓練 (H道K町)。
- ・ 上記1.2.3.4の他に火山防災事業展開 (H道S町)。
- ・ 具体的な案件に対する調整機能 (N県)。
- ・ 火山現象に関する情報の収集及び伝達、警戒区域の設定 (N県S市)。
- ・ 関係機関同士の情報共有、防災体制の強化推進の検討 (G県)。
- ・ ①情報の収集・伝達②警戒区域の設定③防災計画の見直し (N県K町)。
- ・ 火山噴火(爆発)防災計画の修正、構成機関を対象とした講演 (G県)。
- ・ 登山者に対する安全対策を行っている (I県T村)。
- ・ ○火山噴火に関する情報の収集・分析○避難の時期に関する提言○避難収容活動等応急対策に関する連絡調整  
○応援協力体制の確立及び推進等 (M県)。
- ・ 講演会が視察、県に対する要望、防災協定の締結 (Y県F市)。
- ・ 登山規制 (N県M町)。
- ・ 登山者の安全対策、注意看板の設置等 (I県S町)。
- ・ 警戒区域の設定、登山規制 (N県K市)。
- ・ 情報交換 (N県F町)。
- ・ 災害対策基本法による警戒区域の検討 (N県S市)。
- ・ 年1回の協議会で、火山の活動状態につき、専門委員(東工大)の先生方の答申を参考に登山道の規制を行っている (G県K町)。

問7 貴自治体では、火山の噴火に関して、大学などの研究機関、観測施設等とどのような情報交換を行っていますか。  
(〇はいくつでも)

1. 専門の研究者に防災会議のメンバーになってもらっている	20.4%
2. 定期的に研究データ、観測データ等の情報をもらっている	53.8%
3. 異常があったときに相談できる専門家がいる	37.6%
4. その他	18.3%
	無回答 16.1%

そのほか：

- ・小田原市に県の温泉地学研究所より情報を受けている（K県Y町）。
- ・硫化水素ガスの濃度を測定し、一定濃度を越えると、自動的に避難メッセージが流れる装置を村単費で設置し、運用している。（委託で）その際、ガス濃度のデータを蓄積している（H道O村）。
- ・現地調査への同行、研究発表会等への参加などの緊密な関係をもっている（H道M町）。
- ・異常がある場合、気象庁軽井沢測候所にてその都度説明会が開催されている（G県N町）。
- ・異常時に气象台から情報あり（H道M市）。
- ・北海道防災会議火山専門対策委員会に参加している（H道C市）。
- ・現地調査への同行、研究発表会等への参加（H道S町）。
- ・必要な時に随時（Y県）。
- ・特に行っていない（H道M町）。
- ・専門家を県の非常勤職員（職名：火山災害対策顧問）として採用している（I県）。
- ・气象台の専門家から随時、情報交換を行っている（N県）。
- ・気象庁軽井沢測候所から情報をもらっている（N県S市）。
- ・月1回程度情報交換する会議がある（I県M村）。
- ・1に近いが県と関係6市町村と研究者等で情報交換している（I県T村）。
- ・近隣市町などで構成している有珠山防災会議協議会のメンバーらとともに、異常時は専門家から情報をもらう（H道T村）。
- ・県の火山対策定点観測調査（水質調査等）結果を气象台へ情報提供している。气象台と県による火山上空調査（赤外線映像装置による観測）結果の情報をもらっている（M県）。
- ・北海道として対応している（H道K支庁）。



## 次に、緊急時の火山情報の伝達についておたずねします。

問 8 気象庁では、『緊急火山情報』『臨時火山情報』『火山活動情報』などの火山情報を発表していますが、貴自治体での火山災害対策では、火山情報の区別がどのような対策と連動していますか。(〇はいくつでも)  
また、もし連動しているとしたらどの情報と連動していますか。具体的にご記入下さい。

1. 避難勧告の発令基準と連動している	20.4%	緊急火山情報	9自治体
		緊急火山・臨時火山情報	3自治体
		臨時火山情報	1自治体
2. 職員の非常参集の基準と連動している	49.5%	緊急火山情報	4自治体
		緊急火山・臨時火山情報	13自治体
		臨時火山情報	16自治体
		臨時火山・火山活動情報	1自治体
		火山活動(観測)情報	3自治体
		すべての情報	1自治体
3. 登山規制等の基準と連動している	24.7%	緊急火山情報	9自治体
		緊急火山・臨時火山情報	3自治体
		臨時火山情報	1自治体
		緊急火山情報	1自治体
		緊急火山・臨時火山情報	1自治体
		臨時火山情報	9自治体
		臨時火山・火山活動情報	3自治体
火山活動レベル3、臨時火山	1自治体		
臨時火山→登山注意、緊急火山→登山禁止	1自治体		
4. その他	17.2%	⇔ ( ) 情報	

無回答 32.3%

そのほか：

- ・明確なものがない (H道F市)。
- ・作成中 (S県O町)。
- ・降灰調査業務など (H道M町)。
- ・なし。直下ではない為、火山想定はしていない (H道M市)。
- ・町長が必要と認めるとき (H道B町)。
- ・降灰調査業等 (H道S町)。
- ・災害対策本部の設置 (K県T市)。
- ・予想される災害の事態及びこれに対する措置について関係市町村及び関係機関に対し、通報または要請するとともに職員を動員し、必要な体制をとる (A県)。
- ・情報を総合的に判断し、対策を講じる。情報はその都度町民に防災無線等で周知する (N県F町)。
- ・現在のところ、特に連動する情報はない (K県O原市)。
- ・状況により判断し、情報をながす (S県F市)。
- ・内容を考慮して措置を決める (K県)。
- ・室蘭地方気象台、北海道大学有珠火山観測所からの情報に基づき、緊急の度合い等を勘案して、対策をとる (H道S町)。
- ・災害が発生し、又発生のおそれがある場合 (N県O町)。
- ・災害対策本部の設置 (G県K町)。

問9 火山噴火について緊急事態において一般住民への情報連絡のために使われる手段は何ですか。

(○はいくつでも)

1. 防災無線	74.2%	2. 広報車	77.4%	3. 無線式モーターサイレン	11.8%
4. オフトーク通信	3.2%	5. 半鐘	7.5%	6. テレビ、ケーブルテレビ	25.8%
7. その他	20.4%				

無回答 5.4%

そのほか：

- ・避難勧告・指示において、警察・消防・自衛隊による戸別訪問（H道K町）。
- ・消防団員による口頭伝達、町内会の連絡網など（H道M町）。
- ・消防団車にも応援依頼し別荘地区もきめ細かく広報（G県N町）。
- ・消防署員団員による広報、口頭伝達（H道S町）。
- ・チラシの配布（H道A町）。
- ・ヘリによる広報（F県F市）。
- ・ラジオ、インターネット（I手県）。
- ・各自治体にある有線放送（N県S市）。
- ・登山者には県警のヘリ、FM 軽井沢（N県K町）。
- ・ホームページ、見えるラジオ市町村、消防経由(防災行政無線)（G県）。
- ・農事有線放送（I県M村）。
- ・新聞・ラジオ・テレビ等（H道A町）。
- ・消防団員（T県N町）。
- ・一般住民に対しては、市町村が防災無線、広報車等の手段を使用して伝達することとなっている。また、放送機関も必要に応じ放送することとなっている（A県）。
- ・市ホームページ（K県O市）。
- ・ホームページによるインターネット広報（M県）。
- ・火山協議会、市町村にて行うもの（H道K支庁）。
- ・自治公民館の有線放送（K県K町）。
- ・ラジオ（K県K市）。

問10 火山に関する緊急情報について、夜間の受付はどのような対応になっていますか。

(○はいくつでも)

1. 消防で受ける	30.1%	2. 役所の宿直が受ける	74.2%	3. そのような体制はない	1.1%
4. その他	20.4%				

無回答 1.1%

そのほか：

- ・防災担当者の自宅・携帯電話(登録している)（H道M町）。
- ・本部警察署足寄交番及び螺湾警察官駐在所（H道A町）。
- ・防災室にて24時間体制（N県）。
- ・気象台から事前に防災主幹に直接連絡が入る（H道T市）。
- ・防災担当者の自宅、携帯電話（H道S町）。
- ・守衛室（Y県）。
- ・気象台→役所の宿直(衛視)→(携帯)防災担当者（N県）。
- ・職員(携帯電話)（F県）。
- ・警備員が受ける（I県M村）。
- ・防災担当職員が直接受理(媒体：携帯電話)（M県）。
- ・緊急防災情報ネットワークを用い、担当の携帯電話に（H道I支庁）。
- ・職員が対応する（T県K村）。
- ・民間委託の夜間休日日常駐員が受ける（A県）。
- ・気象台と県との専用回線(防災情報提供装置)により、防災センターで受信する（M県）。
- ・携帯電話にシステムで自動受信（H道K支庁）。
- ・非常勤職員が受ける、臨時・緊急の発表については職員が所持している携帯電話にメールが送信される（K県）。
- ・担当課長・担当者の自宅・携帯電話で受ける(県・気象台に事前公表)（K県K町）。
- ・執務室に警備員が常駐している（T県）。
- ・防災担当者の携帯電話に直接情報が入る（H道S町）。

問 11 火山の情報について住民がアクセスできる電話番号等の連絡先はどのように公表されていますか。(〇はいくつでも)

1. 地域防災計画に載せている	28.0%
2. 火山防災マップに載せている	40.9%
3. 火山防災ハンドブック等の刊行物に載せている	17.2%
4. 自治体の広報紙に載せている	18.3%
5. ホームページに載せている	34.4%
6. その他	9.7%
7. 電話番号は公表していない	11.8%
	無回答 15.1%

そのほか：

- ・役場への問い合わせ（Y県F町）。
- ・「防災のしおり」（火災・地震・風水害のしおり）全戸配布（H道M市）。
- ・市役所へ電話する（H道T市）。
- ・特に整備されていない（H道B町）。
- ・一義的に住民アクセスは市町村（H道I支庁）。
- ・電話帳に記載されている（K県O市）。
- ・気象庁のホームページで入手できるので、県で公表していない（K県）。
- ・通常どおり（N県O町）。

## では次に、火山が噴火した場合の避難についておたずねします。

問 12 火山噴火時の避難場所はどのように設定されていますか。(〇はひとつ)

1. 火山噴火時の避難場所は、他の自然災害とは別に指定している	19.4%
2. 火山噴火時の避難場所は、他の自然災害と同じ場所に指定している	53.8%
3. 火山噴火時の避難場所は指定していない	7.5%
4. その他	10.8%
	無回答 8.6%

そのほか：

- ・防災マップは未整備であり、考えとしては他の災害とは別に指定したい。（Y県F町）。
- ・近隣市である為、火山対象市町村民のための避難所の確保（H道M市）。
- ・町別に指定しているが、公表はしていない（H道T市）。
- ・避難場所の指定は市町村が行っているため特に指定はしていない（G県）。
- ・現在検討中の富士山ハザードマップ等を見る限り、避難者が出るとは考えづらいため設定はしていない。（S県M市）。
- ・関係市町村の指定事項（H道I支庁）。
- ・各市町村において実態に即した避難場所を設定することとなっている。（A県）。
- ・噴火の規模や状況で避難場所は大きく左右されるので特に指定はない。土石流発生時などの避難場所は指定している。（N県F町）。
- ・他災害と同じ場所に指定しているが、噴火口のできた地点により対応する（S県F市）。
- ・町村が対応するもの（H道K支庁）。

問 13 火山噴火時において、貴自治体の地域内で住民の避難が困難な場合のことについては想定されていますか。また、周辺自治体と避難協力の協定を結んでいるようなことはありますか。

(○はひとつ)

1. 自治体の内部ですべての避難者を収容できると想定している	23.7%
2. 自治体の内部ですべての避難者を収容できないかもしれないので、 周辺自治体と避難協力の協定を結んでいる	32.3%
3. 自治体の内部ですべての避難者を収容できないかもしれないが、 周辺自治体との避難協力の協定は結んでいない	19.4%
4. 火山噴火時の避難体制については全く決まっていない	7.5%
5. その他	9.7%
	無回答 7.5%

そのほか：

- ・噴火時全町が第1次避難区域に指定されており全町民周辺町への避難が予定されている。(H道S町)。
- ・県内市町村と協定あり(火山災害限定ではない。)(K県I宮町)。
- ・県としては協定等なし(G県)。
- ・隣の市の避難場所も1ヶ所指定している。(H道T村)。
- ・問12と同じ(S県M市)。
- ・一義的に市町村、但し広域応援計画に基づき支援。(H道I支庁)。
- ・自治体内部で対応できるか否かは、噴火の規模による。災害発生時の応援協定は隣接市町と結んでいる。(N県F町)。
- ・町村が対応するもの(H道K支庁)。
- ・火山直近の「山荘」の人々については自主的避難消防の協定はあるが、噴火については明記していない。(O県K町)。

問 14 火山噴火時、貴自治体では次のような規制、避難計画はありますか。(○はいくつでも)

1. 自治体内で交通止や交通規制箇所を決めている	21.5%
2. 噴火時の住民の避難経路を指定し、公表している	17.2%
3. 避難時の自家用車の使用を規制する	8.6%
4. 避難の交通手段として自治体でバスや船を準備する計画になっている	19.4%
5. その他	19.4%
	無回答 34.4%

そのほか：

- ・明確なものがない。(H道F市)。
- ・作成中(S県O町)。
- ・決めていない(H道B町)。
- ・未整備(現在国において進められているハザードマップの完成後H16には整備する)(Y県F町)。
- ・町道以外は町長、警察署長及び道路管理者がそれぞれ協議のうえ適切な交通規制を実施することとしている。(G県N町)。
- ・事前に決めては不在が、車両、船舶の通行について、警察、海上保安庁、漁協等と協議する計画になっている。(S県I市)。
- ・主に国(県・関係市町村で交通規制等を定めている)(H道T村)。
- ・問12と同じ(S県M市)。
- ・一義的に市町村、但し広域応援計画に基づき支援。(H道I支庁)。
- ・各市町村において避難計画を策定することとなっている。(A県)。
- ・富士山に関して避難について検討中(S県)。
- ・災害発生時の避難道路等は指定しているが、特に火山噴火時として指定している訳ではない。(N県F町)。
- ・現在のところ策定してない。(K県O市)。
- ・自主防災組織で避難誘導を行うようお願いしている(S県F市)。
- ・避難誘導にあたっては、道路・橋梁等の安全度を適宜判断し、行う。(H道T村)。
- ・町村が対応するもの(H道K支庁)。
- ・国道、道道等の通行規制との関係もあり、そのときの状況に応じて、交通規制を行う。(H道S町)。

問 15 貴自治体では、噴火時の情報の発表と住民のパニックについて、どのように考えていますか。

(〇はひとつ)

1. 無用な混乱を避けるため、発表する情報は慎重に吟味する方がよい	29.0%
2. 住民の安全を考えると、危険な情報は早く住民に発表すべきだ	57.0%
	無回答 14.0%

問 16 噴火後の長期避難について、貴自治体では以下のような計画をもっていますか。

(〇はいくつでも)

1. 避難所の設置について	54.8%	2. 仮設住宅の建設について	35.5%
3. 仮設住宅への入居優先順位について	12.9%	4. 被災者の生活支援について	37.6%
5. 義捐金の配分方式について	11.8%	6. ボランティアの受け入れ体制について	33.3%
7. その他	12.9%		
			無回答 28.0%

そのほか：

- ・ 長期的な避難については考えていない (K県S町)。
- ・ 渡島管内市町村広域避難所マップによる受け入れ体制の構築がある。(H道M町)。
- ・ 未整備 (Y県K町)。
- ・ 規定は特になし (H道S町)。
- ・ 渡島管内市町村広域避難所マップによる受け入れ体制の構築あり (H道S町)。
- ・ 入居可能な道営住宅及び市町村営住宅への入居 (H県A町)。
- ・ 問 12 と同じ (S県M市)。
- ・ 各市町村において避難計画を策定することとなっている。(A県)。
- ・ 富士山に関して検討中 (S県)。
- ・ 避難所の開設、収容保護は町長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として町長が行うこととなり、この場合の施設の設置、収容範囲、費用及び開設期間は県の防災計画書による (N県道F町)。
- ・ 特に綿密な計画立てはしていないが、先の噴火災害の経験を住民も行政も生かせると思う。(N県S市)。
- ・ 噴火後に限定した計画はないが、包括的な長期避難の計画がある。(S県F市)。

## 最後に、火山に関する普段の広報活動についておたずねします。

問 17 自治体住民に対して火山に関する情報を普段どのようなメディアで広報していますか。

(〇はいくつでも)

1. 火山防災パンフレット	21.5%	2. 火山ハザードマップ	48.4%
3. 自治体の広報紙	39.8%	4. 自治体のホームページ	30.1%
5. その他	11.8%	6. なし	19.4%
			無回答 4.3%

そのほか：

- ・ 火山防災ビデオ、火山防災CD-ROM (H道M町)。
- ・ メディア (H道M市)。
- ・ 「3」は2年前12回 (H道T村)。
- ・ 道が行う講演会、訓練 (H道I支庁)。
- ・ 町防災会議に自治体の代表者を参加させる。→防災会議で情報伝達 (N県F町)。
- ・ 昨年広報を行ったが、継続的には行っていない。(K県O市)。
- ・ 火山防災マップ作成中 (K県H町)。
- ・ H16年マップ作成予定 (O県K町)。
- ・ 回覧文章として (N県O町)。

問 18 観光客、登山者などへの火山に関する広報活動はどのような手段が使われていますか。

(○はいくつでも)

1. ホテル、宿泊施設等に火山防災マップをおいている	25.8%
2. 街頭や登山の入り口に火山に関する看板、掲示板を立てている	29.0%
3. 観光案内所で火山について案内している	14.0%
4. その他	22.6%
無回答	38.7%

そのほか：

- ・火口から 2km 以内は常時立入禁止区域である。(H道S町)。
- ・なし (H道F市)。
- ・山に直接面していない為、特に行っていない。(H道M町)。
- ・なし～本町に来る観光客等には影響のない方向の火山である。(H道B町)。
- ・現在登山禁止となっているので、そのためのチラシを各役場、案内所等においている。(H道M町)。
- ・現在はなし (Y県K町)。
- ・案内所がないので役場観光係が案内等に対応している。(H道A町)。
- ・特別な対策はなし (H道S町)。
- ・ホームページに登山規制についてお知らせ (H道C市)。
- ・現在、登山規制されている、そのためのチラシを夏場各施設等に配布している。(H道K町)。
- ・各関係町村で対応している (G県)。
- ・宿泊施設にガイドマップを置き、その中に防災マップ等を掲載している。(I県M村)。
- ・なし 問 12 と同じ理由で、当市には、それ程の被害は出ないと思われるため (S県M市)。
- ・市町村にて実施 (A県)。
- ・現在、富士山について観光客用マップを作成中 (S県)。
- ・昨年広報を行ったが、継続的には行っていない。(K県O市)。
- ・市外からの観光客には特にしていない。(S県F市)。
- ・観光客用防災マップを作成し、関係施設へ配布 (K県)。
- ・町村が実施している (H道K支庁)。
- ・H16 年マップ作成予定 (O県K町)。

問 19 貴自治体では、火山の噴火に関する自治体住民への広報活動をどのように行っていますか。

(○はいくつでも)

1. 学校教育を通して行っている	12.9%	2. 火山防災訓練を行っている	39.8%
3. 講演会などのイベントを設けて行っている	34.4%	4. 行っていない	39.8%
無回答	7.5%		

問 20 火山噴火に関して住民への普段の広報活動はどれくらい行き届いていますか。

(○はひとつ)

1. 住民に非常によく周知されている	8.6%	2. 住民にはある程度周知されている	52.7%
3. 住民には十分に周知されていない	20.4%	4. その他	4.3%
無回答	14.0%		

そのほか：

- ・活火山であるという認知は近年ある程度周知できている。(Y県K町)。
- ・問 12 と同じ (S県M市)。
- ・一義的に市町村 (H道I支庁)。
- ・自主防災リーダーにはある程度周知されている (S県F市)。

問21 火山防災マップ(ハザードマップ)についておたずねします。貴自治体では、火山防災マップを作成していますか。  
(○はひとつ)

1. 自治体で作成している	31.2%	2. 火山防災協議会で作成している	24.7%
3. 現在、作成中である	12.9%	4. 作成していない	24.7%
			無回答 6.5%

■付問21-1と付問21-2は、問21で「1. 自治体で作成している」「2. 火山防災協議会で作成している」と答えた方だけお答え下さい

付問21-1 火山防災マップをこれまで何回更新しましたか。

( 平均1.0 ) 回

付問21-2 貴自治体では、住民に対して、火山防災マップをどのように配布していますか。

(○はいくつでも)

1. 更新の度に火山防災マップを住民に配布している	65.4%
2. 転入者にも新しく火山防災マップを配布している	25.0%
3. 火山防災マップを配布する際に集会、イベントなどの啓蒙活動を行っている	21.2%
4. 学校や病院などの重要施設に対して火山防災マップで指導、教育を行っている	7.7%
5. 特になし	13.5%
無回答 9.6%	

問22 火山防災訓練はどれくらいの頻度で行っていますか。(○はひとつ)

1. 1年に数回	-	2. 1年に1回	29.0%
3. 2~3年に1回	14.0%	4. ほとんどしていない	48.4%
			無回答 8.6%

問23 前回の火山防災訓練の参加者は何人ですか。そして、それは住民の方々の何割程度に当たりますか。おおよそで構いませんので、具体的な数字を( )の中に記入して下さい。

( 平均 1477.1 ) 人 : ( 平均 1.3 ) 割程度

問24 貴自治体では、地元への経済的影響を懸念して、火山防災対策を積極的に行うことに対して、反対意見は出ましたか。(○はいくつでも)

1. 議会で反対意見が出た	2.2%	2. 観光協会から反対意見が出た	3.2%
3. 自治体の他部局から反対意見が出た	-	4. 地元企業や一般住民から反対意見が出た	3.2%
5. その他	8.6%	6. 反対意見は出ていない	65.6%
			無回答 19.4%

そのほか：

- ・実施していない。(H道F市)。
- ・周辺町村より反対意見が出た (F県I町)。
- ・反対ではないが、火山活動の安全性についての広報が不足しているとの意見あり。(N県)。
- ・県内の一部町村から (G県)。
- ・問12と同じ (S県M市)。
- ・わからない、町村が対応 (K支庁)。
- ・危険区域の設定に対し、当該区域住民から反対意見が出た。(H道S町)。

## 以下について自由なご意見をお聞かせ下さい

問25 貴自治体における火山防災計画の中で、運用上問題がある点、また更に改善すべきだと思うポイントはありますか。何でも結構ですから具体的に記入して下さい。

	自治体名
現在の地域防災計画には、火山防災対策の記載がない。現在、他の対策も含めて全面改訂作業中であり、「火山災害対策計画」を盛り込む。※「十勝岳」の影響を最も大きく受けるのは、上富良野町・美瑛町ということで、富良野市としては軽視していたところがある。(大正年代に噴火による被害あり。)	H道F市
磐梯山火山防災連絡会議に参加。しかし、北塩原村、磐梯町、猪苗代町が中心で、当町はごく一部で、石が飛来する可能性があるということで参加。	F県K町
富士山が広域的な位置(山梨県、静岡県、神奈川県)をまきこむため連携された防災計画が必要ではないか。	S県O町
昭和58年に作成した計画を現在見直し中である。	H道M町
昭和61年に全文改訂してから修正していないので、平成14～15年度にかけて全文改訂中。新たな計画は噴火シナリオ毎に対策をかかげている。	H道K町
現在、火山噴火防災計画の全面修正中であり、火山噴火シナリオと気象庁から発表される火山情報に対応した対策を実施するための計画としている。	H道M町
現在は防災無線の拡声装置による連絡方法のみである。登山者等に対する周知方法については今後検討する(マニュアルの作成等)	H道M足寄町
駒ヶ岳火山防災会議協議会で、今年度防災計画の改定作業中	H道M町
○噴火の形態に応じたカテゴリーの設定及びこれに応ずる立入制限交通規制等の具体化…努めて他自治体と連携のとれたカテゴリーの設定○避難所の変更…距離的に火山に近すぎる○各種看板等の設置…外人観光客等を考慮	H道C市
地域住民への情報伝達手段として防災無線しかなく、情報伝達手段の充実が必要と考える	H道B町
協議会より	H道S町
16年度富士山火山防災マップ、富士山火山防災計画を作成予定。自家用車で避難した人達の駐車場等の確保。入院患者の転送体制の確保。	S県S市
大規模の噴火時における避難所の確保。大規模噴火時には一市町村で避難所の確保がむずかしくなると考えられますので近隣市町村との間で協定等が必要かと思われる。	N県K町
計画とは別に、実際の防災活動に即した具体的かつ詳細なマニュアルの整備が必要と思われる。	G県
問12と同様、三島市への被害は少ないと思われるため、特に火山に対しての対策はとっていない。また今後も検討する予定はない。今の所、地震の対策で対応できると考えている。	S県M市
霧島山系の中で県境をまたぐ火山があり、登山者に対する規制の方法などの点で苦慮することがある。	M県
○住民の避難の交通手段○長期避難となった場合の対応	T県N町
本県においては、火山災害は特に差し迫った問題となっておらず、また他の災害を同様に対処することとしていることから、今のところ特に問題があるとは考えていない。	A県
現在のところ策定していない為、特になし。	K県O市
火山防災計画を作成するべきであり、検討中である。	S県F市
火山災害のみならず、一般災害においても各地区の避難所に避難し、自治会長が各人(収容人員)の把握をすることが通常であると思われるが、たまたま、地域外に出ている家族等がいて、他のあるいは他市町村に避難した場合の安否の確認についての手段。	H道T村
○災害弱者の避難計画の作成が必要。○噴火後は、長期に渡り住民の避難生活が続くことが想定されるため、仮設住宅供給計画の策定が必要(火山災害に限定した。)○防災訓練では、噴火直前段階を想定した訓練を行っているが、実際は、噴火の兆候は、もう少し前の段階でわかるはずなので、避難準備段階でのバス等を利用した避難計画策定が必要。○噴火後に起きる地震への対応を計画することが必要。	K県K市



問26 では、貴自治体が火山防災対策を行うにあたって、国や都道府県に対する要望がありますか。何でも結構ですから具体的に記入して下さい。

	自治体名
防災に対し、ハード・ソフト面の全てに、国からの指示が年々増加傾向にある中、現在の自治体の財政状況から、補助の拡大をお願いしたい。	H道S町
避難港や退避壕等が建設から20年以上経過したものが多く、老朽化してきている。国庫補助等で補修や建替等を検討していただきたい。	K県S町
年間600万以上の噴火対策費の財源確保が厳しくなっている。(全額村単独)今後の財政見通しの中で、安全を重視しながらも、なんらかの補助がいただきたい。	H道O村
対象が富士山であり、噴火の影響範囲が大きいので、一市町村での対応が困難と思われるので、国・県が主導的に対策を行ってほしい。	S県G市
迅速な財政支援が必要と思われる。	H道M町
気象台(火山監視・情報センタ)からの情報を、市町村へ直接流す方法を構築して欲しい。(事前情報も含めて)	F県I町
訓練において規模が大きくなっており、関係機関も地域だけでなく、上部の機関が参画しており、北海道のイニシアチブは必要となってきた。	H道K町
○火山噴火防災計画及びマニュアルの策定の手引書の作成①○H国土庁作成ハザードマップ作成指針の改定書の作成②○住民啓発用ハザードマップ作成の手引及び作成にかかる経費への補助を要望する。③	H道M町
1、情報の共有化と伝達2、応急対策等を含めた、ハード、ソフト面での整備及び支援	Y県F町
オンネットという観光名所があるため、観光客等の車両、観光バス等の大型車が多く方向転換する場所が限られるため、道路の拡幅、一部塗装工事、駐車場問題を提言要望しているが、道々、町道のからみ及び国立公園内ということを理由に棚上げされている。	H道A町
駒ヶ岳火山防災会議協議会で取りまとめ要望等をしており、それ以外については特になし	H道S町
○広域災害時の対応策、特に避難経路及び避難先等の指定(他市等が当自治体を使用するのか…)○国等の現地対策本部設置時の規模等の明示(例 樽前山噴火災害時、どの時点でどれくらいの人(組織)が、どの場所に設置するのか、など…自治体の対応は?)	H道C市
火山弾、火山灰から登山者の安全を確保するため、緊急避難シェルターの設置を要望する。十勝岳は気象により視界がきかない日が多いことから、火口周辺の情報を収集するための監視カメラの設置を要望する。	H道B町
協議会より森測候所が廃止され、現在、駐在員2名常駐されているが、札幌管区気候台では駐在員の廃止も検討されているが、常駐を将来的にも継続するよう要望。	H道S町
火山災害は長期間に及ぶものであり、少なくとも3年程度の火山活動が続くものとして「火山活動対策特別措置法」の改正、又は新法による火山防災対策法の制定を願う。	H道A町
駒ヶ岳については、いち早く住民の情報を伝達することが重要であり、防災行政無線の整備のみならず道路や公共施設等の情報表示板の活用など、さらなる体制・設備整備が必要と考えます。	H道N町
裾野市の火山防災マップの作成のための資料の提供	S県S市
○浅間山は群馬県、長野県の両県にまたがっているため両県の指導の強化が望まれる。○学校教育の中で副読本の作成が望まれる。	N県K町
噴石等に耐えうる避難施設設置等のハード事業、火山防災マップ・パンフレット作成等のソフト事業両面にわたり、国の財政的支援及びその他の協力が不可欠である	G県
災対法 第17条関係 法定協議会は、火山対策において、県と市町村同一の協議会を設置できるのでしょうか?法上できるよう改正したほうが良いと思います。	I県T村
降灰による被害が想定されるため、火山灰の除去、運搬、処分の支援	K県H市
富士山ハザードマップに関連する自治体として、国に対しては、昨年3月に最終報告があるということ当初計画されていたが、報告はされず現在に至っている。特に検討委員会の最後が8月。住民への最終案の説明会が9月、その後どうして延び延びになっているのか、何の説明もない。(県を介して、非公式な理由はきいているが)宝永噴火の頃の江戸幕府のような態度が連想されてしまう。	Y県市
堆積した火山灰を処分するための土地を国に検討してほしい。(静岡県、山梨県、神奈川県など数都県の広域になるため)	S県
降灰対策について強化されたい。	K県O市
国が進めている富士山火山防災マップ作成の速やかな完成	S F市
火山の定義が、過2000年以内に噴火したことがある山から、10000年以内に噴火したことがある山に修正されたことに伴い、それらに対する周知のための、例えば、パンフレットの作成を行い、火山防災に対する意識の向上を図る必要がある。(全国共通の事項であり、国と都道府県の協力体制で進めてもらいたい)	H道T村
富士山のような火山では、国が主体的に対策を講じる必要がある。	K県
退避舎設置	K県K町
緊急避難道路として使えるよう、国道又は道道の整備を行ってほしい。	H道S町

## ここから貴自治体の基本属性に関して質問します。

F1 貴自治体の人口はどれくらいですか。具体的な数字を( )の中に記入して下さい。

( 平均 530040.0 ) 人

F2 貴自治体における各種産業の中で、観光業の比率はどれくらいですか。おおまかな税収ベースでの割合を( )の中に記入して下さい。

( 平均 2.7 ) 割程度

F3 町内会ごとに見て、自主防災組織の組織率はどれくらいですか。おおまかな割合を( )の中に記入して下さい。

( 平均 4.9 ) 割程度

F4 貴自治体では、過去 30 年間で火山噴火がありましたか。(○はひとつ)

1. 噴火して災害対策本部を設置した	29.0%
2. 噴火したが、災害対策本部は設置しなかった	21.5%
3. 噴火はなかった	38.7%
	無回答 10.8%

最後までお答え頂きまして、ご協力ありがとうございました。